

第2期 大野町地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度



「助けあい」「支えあい」で育む
笑顔があふれる おおの
～みんなのあったかまちづくり～

令和6年3月

社会福祉法人 大野町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の策定の趣旨と背景	1
2 地域福祉活動計画とは	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1 統計データ等からみる本町の現状	5
2 調査の概要	18
3 アンケート調査の主な結果	19
4 事業の評価及び課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 スローガン	39
3 重点目標	39
4 計画の体系	40
第4章 施策・事業の展開	41
1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進	41
（1）地域福祉活動の基盤の強化	41
（2）福祉教育の充実	42
（3）小地域での支え合い活動の推進	43
2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築	45
（1）身近な地域での相談体制の構築	45
（2）福祉サービスの充実	46
（3）支援関係機関との連携強化	47
3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり	48
（1）災害時の支援体制の構築	48
（2）サービスを利用しやすい環境づくり	49
4 数値目標	50

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨と背景

(1) 社会的な現状・背景

わが国では、少子高齢化や人口減少が進む中、高齢者世帯や単身世帯の増加による社会的孤立や物価高騰などによる貧困をはじめ、8050問題（高齢の親と無職の50代の子が同居することによる問題）、ダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を未成年者が行う）などといった様々な課題が生じており、人々の暮らしにおける福祉課題は複雑化・多様化しています。

また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う「3密（密集・密接・密閉）」の回避など「新しい生活様式」が、地域福祉活動にも大きな影響を与えており、地域での見守り、支え合いや集いの場の必要性が高まる中、様々な活動や人と人とのつながりと、感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震のような大災害に対して、被災者への支援体制や関係機関との連携の強化など、平時からの備えが特に必要とされています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進の中核を担う社会福祉協議会の役割はこれまで以上に重要になってきており、複雑化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていく必要があります。そこで、よりきめ細やかな福祉活動が展開できるよう、住民・ボランティアの主体的な参加による福祉サービスの実践が求められます。

本会では、「みんなのあったかまちづくり」をスローガンに、住民の誰もが住み慣れたまちでいつまでもいきいきとした暮らしを続けられるよう事業を展開してきました。

このたび大野町の第4期「大野町地域福祉計画」策定に合わせ、本会では第2期「大野町地域福祉活動計画」を策定します。策定にあたり、両計画は大野町の地域福祉を推進するいわば“車の両輪”として機能するように連携を図りながら策定しています。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

生活課題や地域課題の解決に向け、自助、共助、互助、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、ボランティア、支援関係機関・団体等が主体的かつ有機的に連携し、地域における活動を広げていくことが地域福祉の役割です。

2 地域福祉活動計画とは

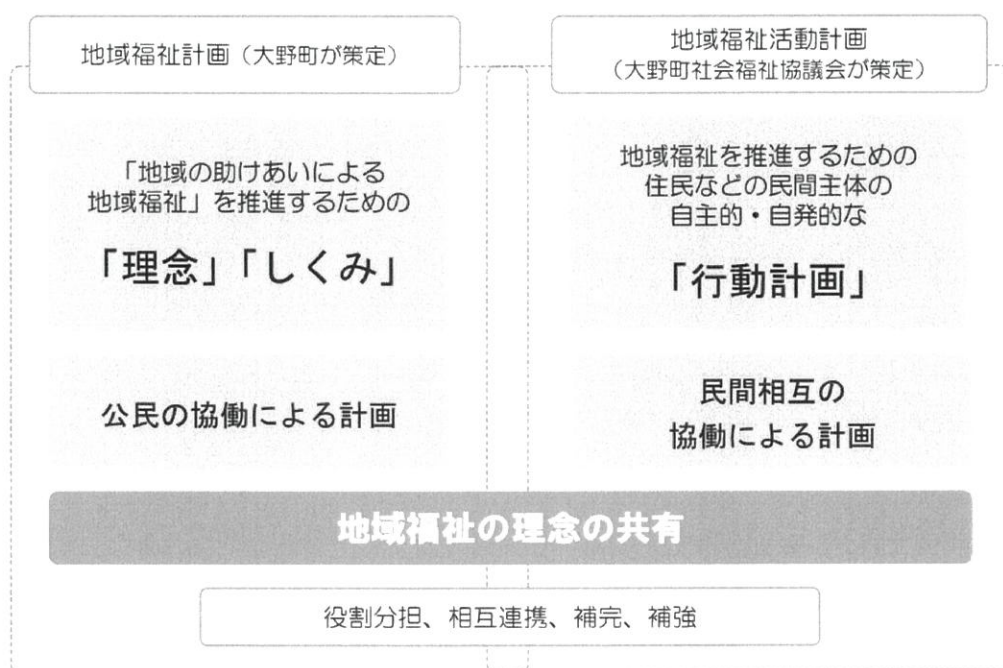
「地域福祉活動計画」は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は、福祉的ニーズが多様化する地域社会において、住民や民間団体の協働による課題解決に向けた諸活動を体系的にまとめたものです。

3 計画の位置づけ

社会福祉法に基づいて町が策定する「地域福祉計画」は、すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、地域での生活上の問題を解決し、日常生活における自立を支援する体制の基盤づくりを、住民、福祉事業者、関係機関等や行政の協働により推進していく上での指針となる計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、同時期に見直し・策定するとともに、地域福祉の推進を連携し行うことから、基本理念、重点目標を共有し、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

	令和6 (2024) 年	令和7 (2025) 年	令和8 (2026) 年	令和9 (2027) 年	令和10 (2028) 年
地域福祉活動計画	大野町地域福祉活動計画				
地域福祉計画	大野町地域福祉計画				

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、地域福祉懇談会を実施するとともに、町の地域福祉計画策定と連携し、住民アンケート調査の結果等も参考にしました。

第2章

地域福祉を取り巻く現状

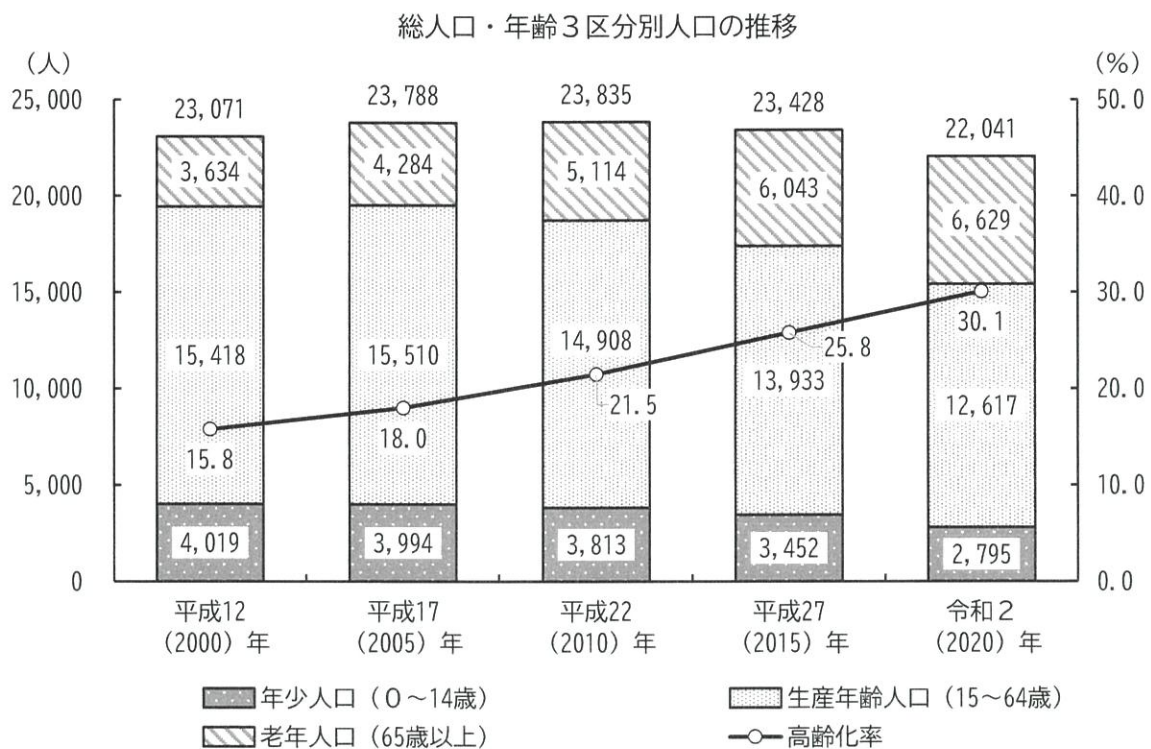
1 統計データ等からみる本町の現状

(1) 人口・世帯等の状況

① 総人口・年齢3区分別人口※の推移

総人口は、平成22（2010）年まで微増傾向にありましたが、平成27（2015）年に減少に転じ、令和2（2020）年には22,041人となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、令和2（2020）年では6,629人となっています。



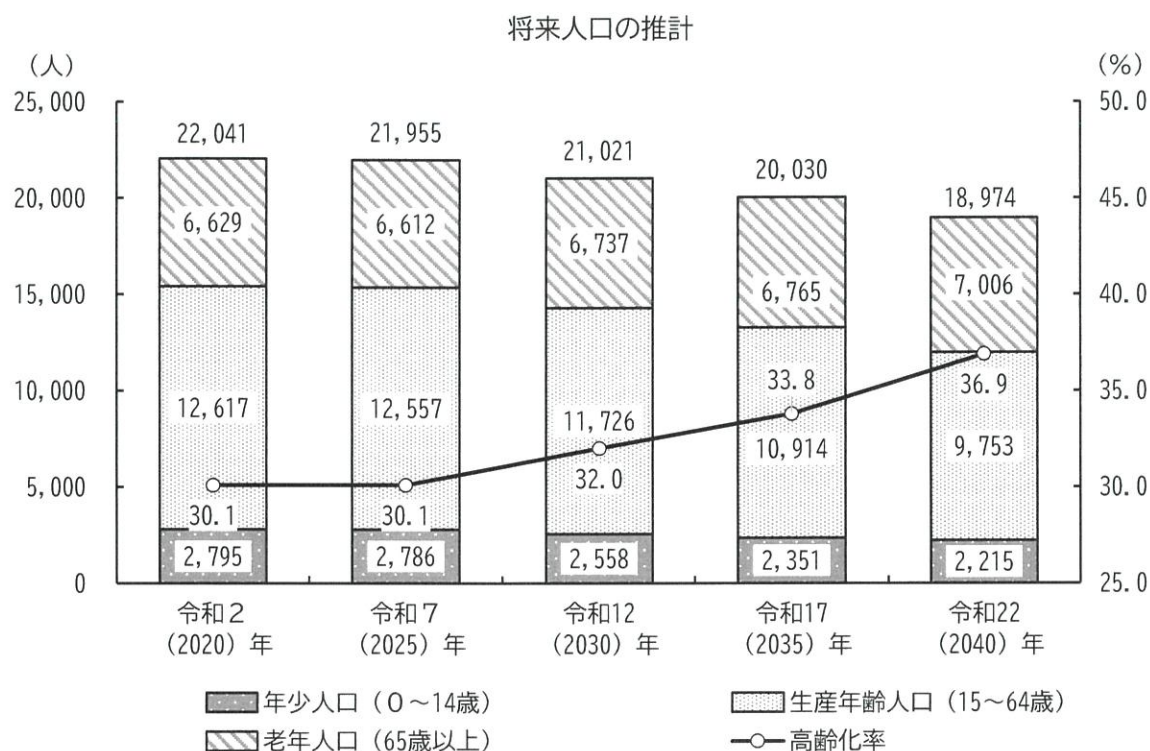
資料：国勢調査

※年齢3区分別人口：15歳未満人口、15～64歳人口、65歳以上人口の3つの区分で分けた人口区分のことをいう。

② 将来人口の推計

将来人口は、今後減少していくことが予想され、令和 22（2040）年には 18,974 人と、令和 2（2020）年と比較し、3,067 人減少する見通しとなっています。

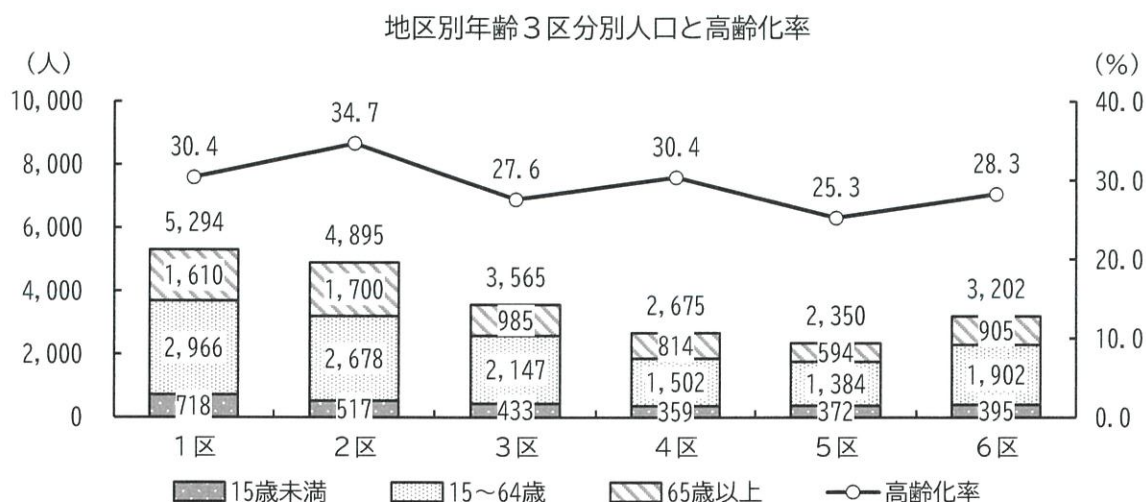
一方で、老年人口は増加していくことが予想され、令和 22（2040）年には老年人口が 7,006 人となり、高齢化率※は 36.9%になる見通しとなっています。



※高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。高齢化率が7%～14%の社会を高齡化社会、14%～21%の社会を高齡社会、21%以上の社会を超高齡社会という。

③ 地区別年齢3区分別人口と高齢化率

地区別人口は、令和2（2020）年度で、1区が最も多く、5,294人となっています。
また、高齢化率は2区が最も高く34.7%となっています。

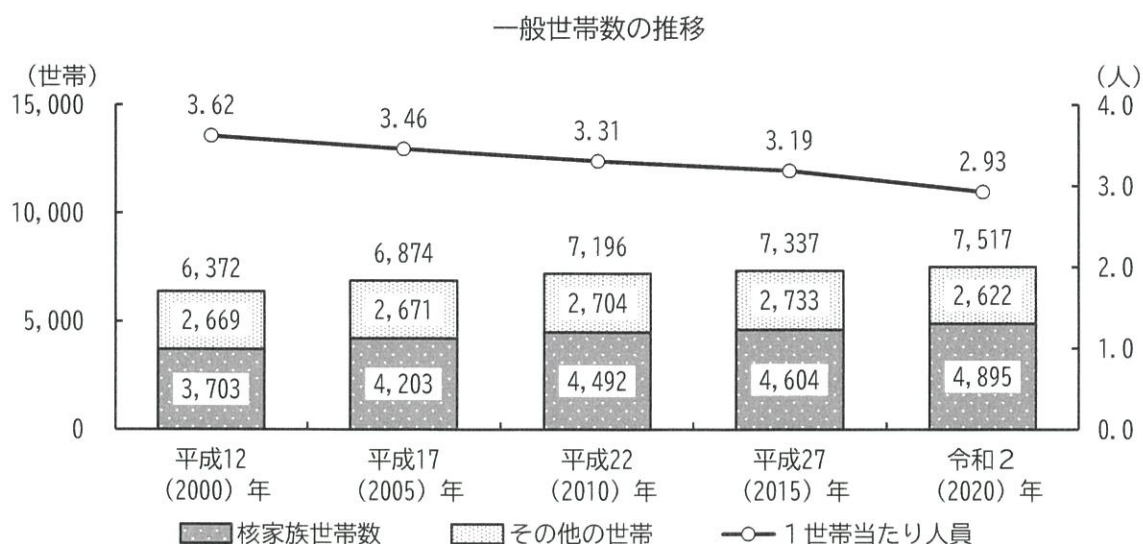


資料：国勢調査（令和2（2020）年度）

④ 一般世帯数の推移

一般世帯数は、年々増加しており、令和2（2020）年では7,517世帯となっています。世帯別でみると、核家族世帯は年々増加しており、令和2（2020）年では4,895世帯となっています。

一方で、1世帯あたり人員は年々減少しており、令和2（2020）年では2.93人となっています。

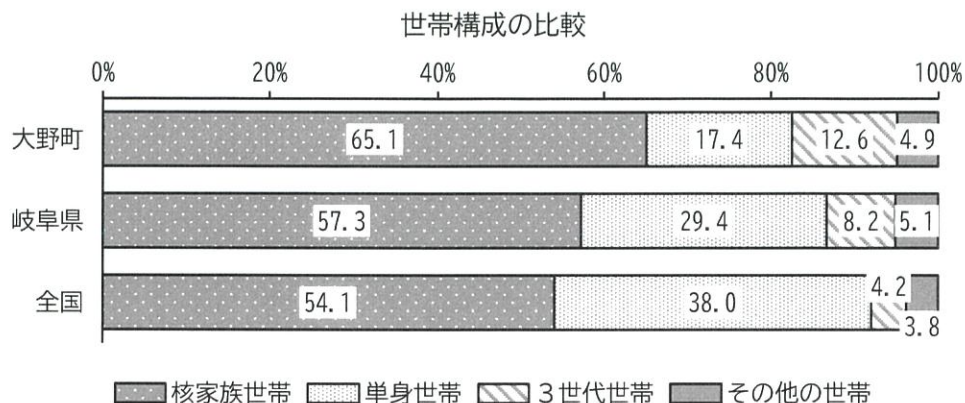


資料：国勢調査

※核家族世帯：世帯構造の分類のひとつであり、1. 夫婦のみの世帯（世帯主とその配偶者のみで構成する世帯）、2. 夫婦と未婚の子のみの世帯、3. ひとり親と未婚の子のみの世帯（父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯）の3つをいう。

⑤ 世帯構成の比較

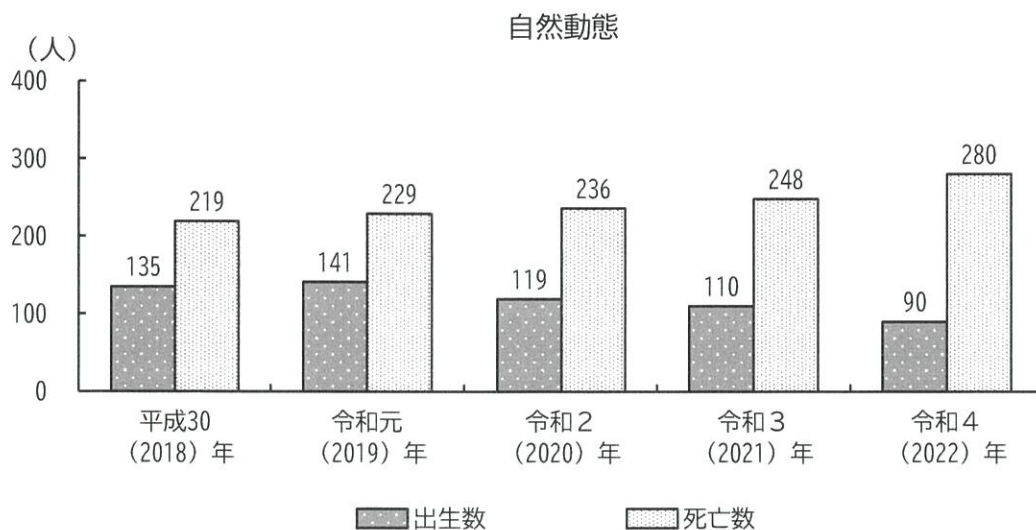
世帯構成は、核家族世帯、3世代世帯は県・全国よりも高くなっています。また、単身世帯は県・全国よりも低くなっています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年度）

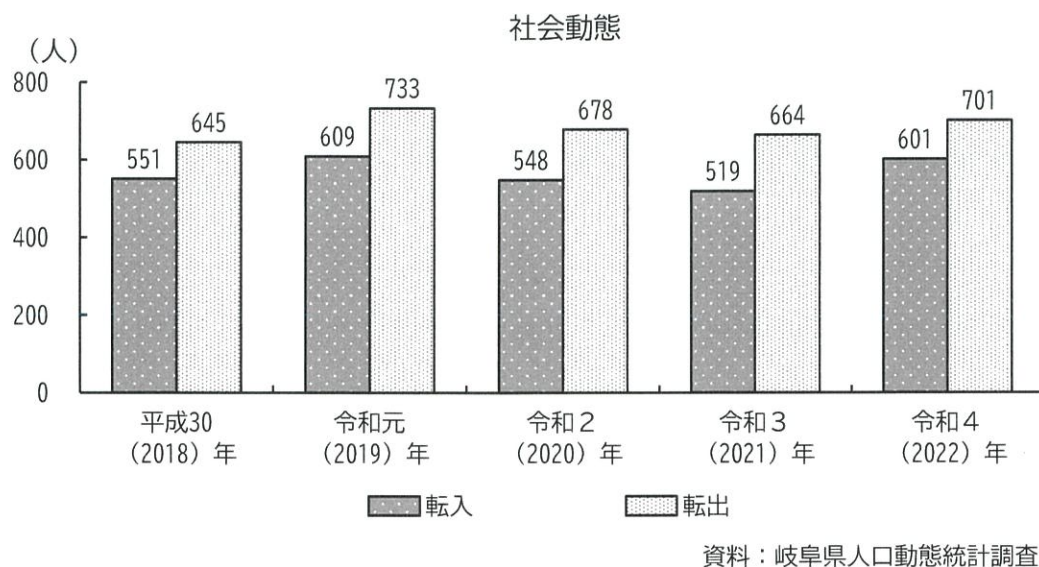
⑥ 自然動態、社会動態

自然動態は、死亡数が出生数を上回る状態が続いています。出生数と死亡数の差は、令和2（2020）年以降、100人を超えており、出生数と死亡数の差が大きくなっています。



資料：岐阜県人口動態統計調査

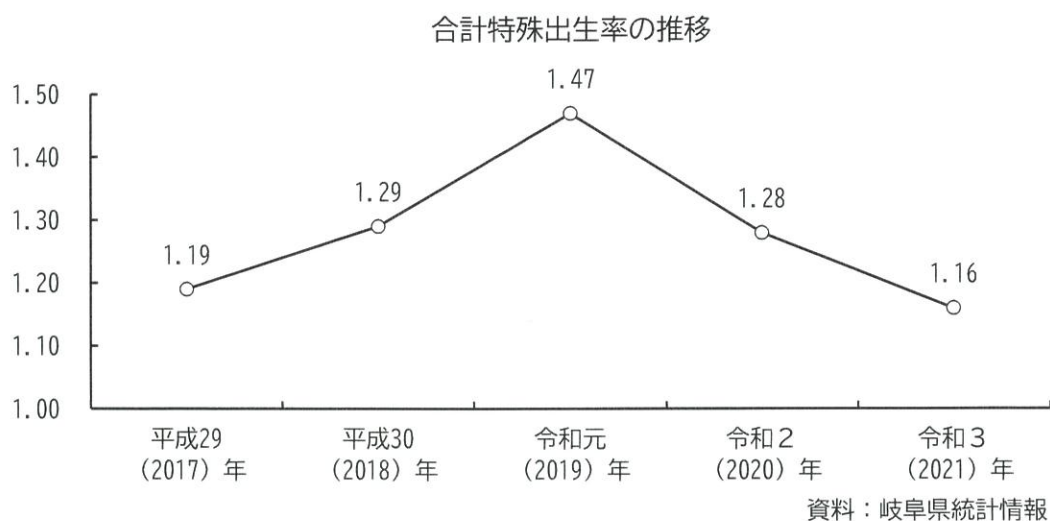
社会動態は、転出が転入を上回る状態が続いています。転入、転出の差は、令和元（2019）年以降、転入よりも転出が 100 人以上多くなっています。



(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率※の推移

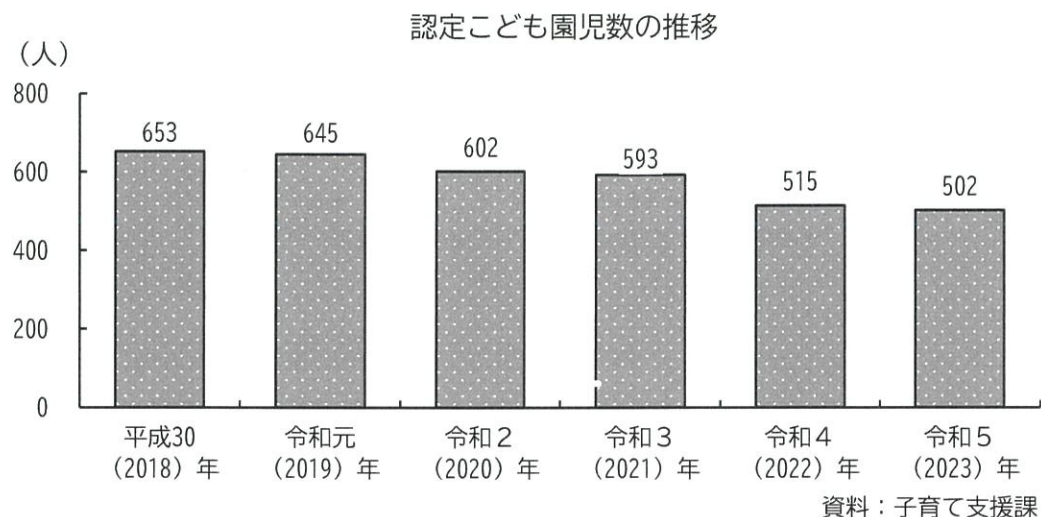
合計特殊出生率は、平成 29（2017）年以降増加傾向にありましたが、令和元（2019）年をピークに減少傾向へと転じ、令和 3（2021）年には 1.16 となっています。



※合計特殊出生率：15 歳～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした場合のこどもの数を計算したもの。

② 認定こども園児数の推移

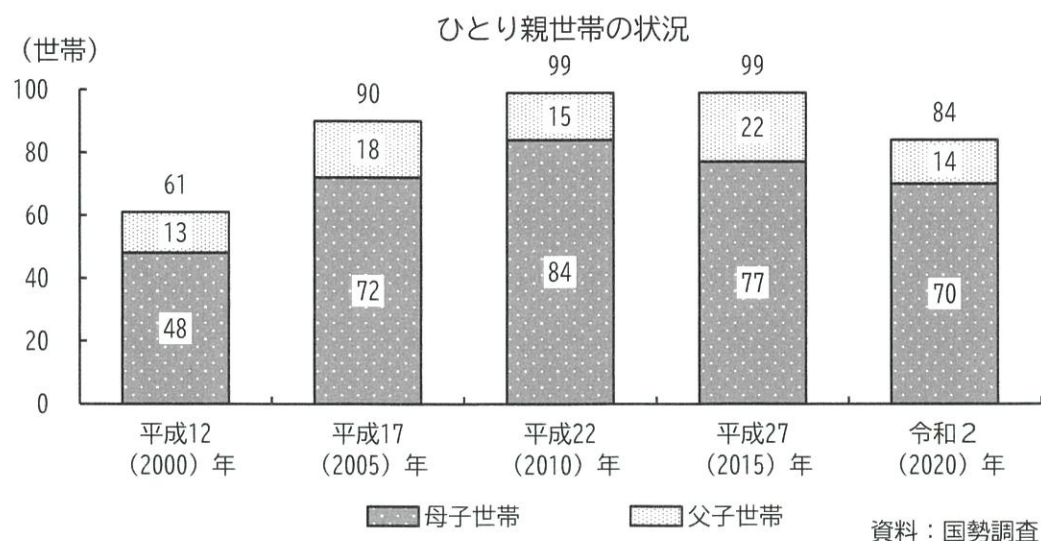
認定こども園児数は、年々減少し、令和5（2023）年度には502人となっています。
 なお、本町の幼稚園は幼稚園型認定こども園となっています。



③ ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、平成22（2010）年まで増加していましたが、令和2（2020）年に減少し、84世帯となっています。

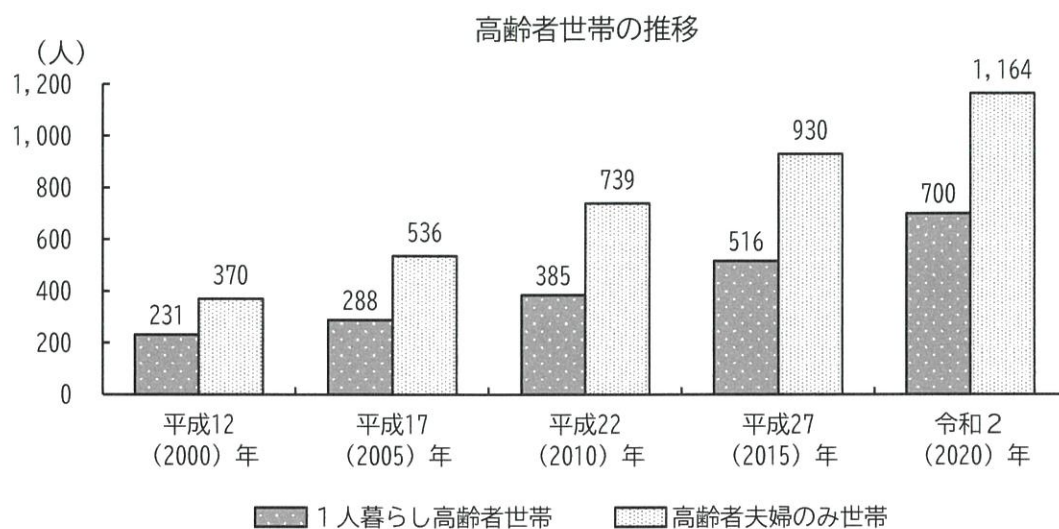
世帯別でみると、母子世帯は平成22（2010）年まで増加していましたが、平成27（2015）年以降は減少し、令和2（2020）年には70世帯となっています。父子世帯は平成27（2015）年まで増加していたものの、令和2（2020）年には減少しています。



(3) 高齢者の状況

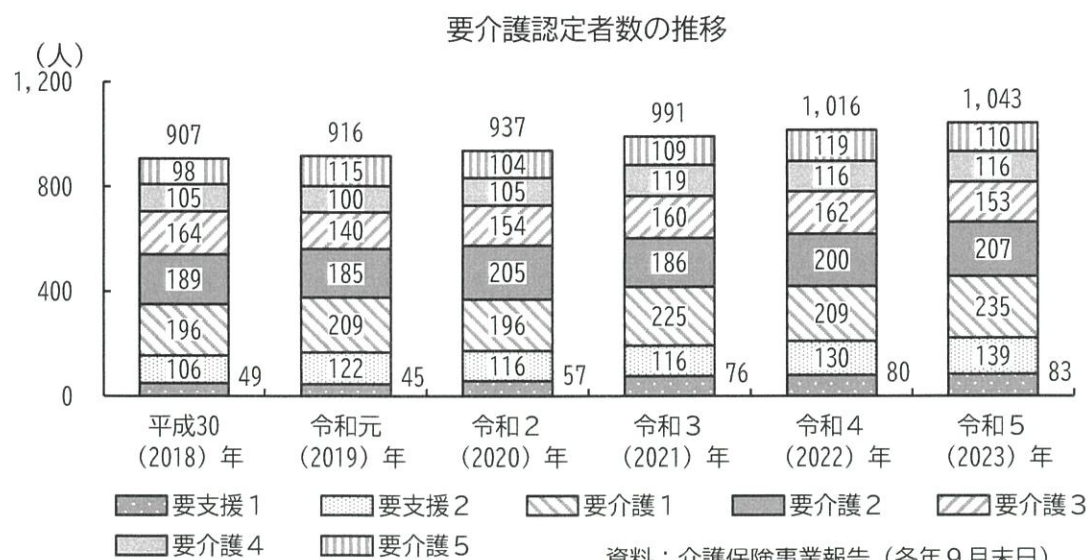
① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯は、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加傾向にあり、令和2（2020）年にはそれぞれ700世帯、1,164世帯となっています。



② 要介護認定者数の推移

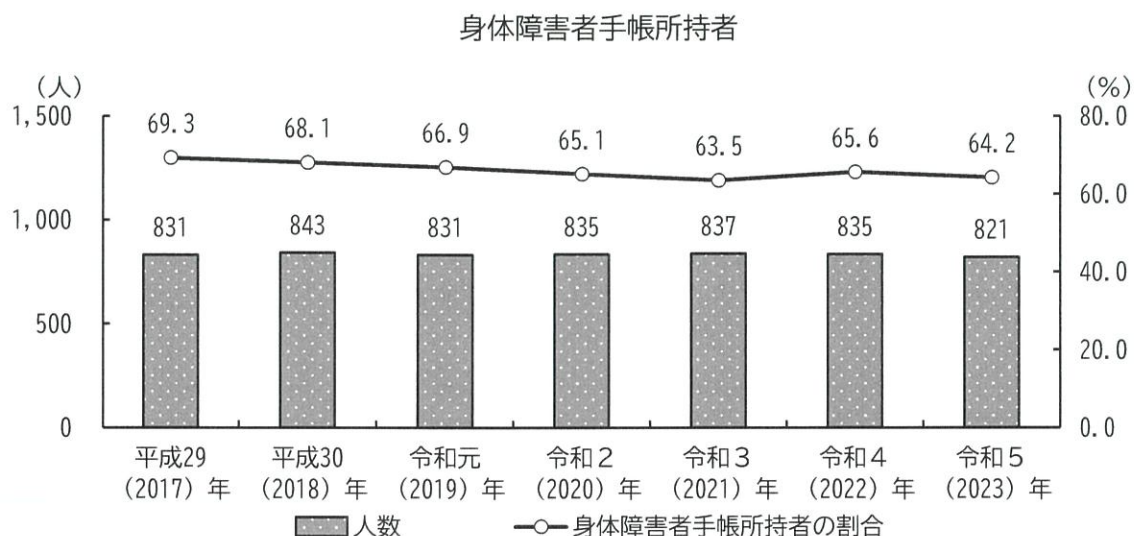
要介護認定者数は、平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけて増加し続けており、令和5（2023）年には1,043人となっています。令和5年（2023）の認定者数を要介護度別にみると、最も平成30（2018）年よりも増加しているのは要介護1で、平成30（2018）年に196人、令和5（2023）年に235人と、1.20倍になっています。



(4) 障がい者の状況

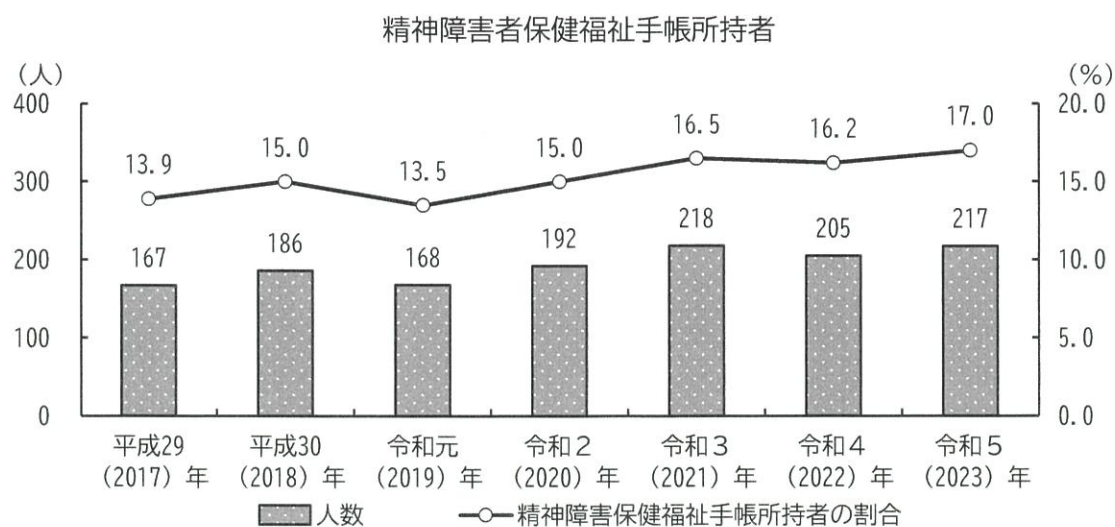
① 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者は、830 人前後で推移しており、令和 5（2023）年には 821 人となっています。令和 5（2023）年は、障害者手帳所持者数のうち、身体障害者手帳所持者が占める割合は 64.2%となっており、身体障害者手帳所持者の割合は、平成 29（2017）年から概ね減少傾向で推移しています。



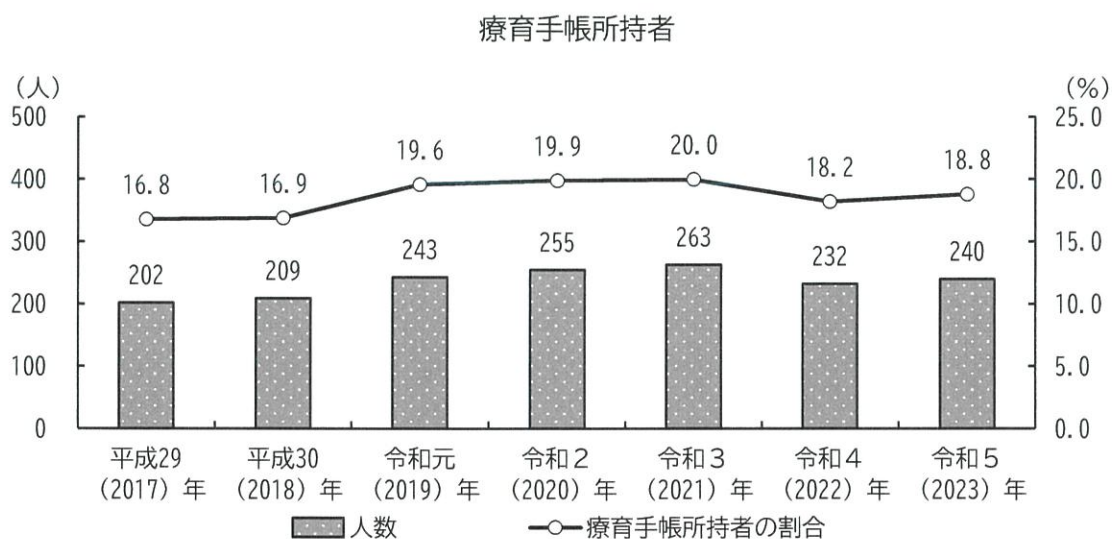
② 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和 3（2021）年まで増加傾向にあったものの、以降は 200 人台で推移し、令和 5（2023）年には 217 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は増加傾向にあり、令和 5（2023）年には 17.0%となっています。



③ 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、令和3（2021）年までは増加傾向にあったものの、令和4（2022）年には減少し、令和5（2023）年では240人となっています。療育手帳所持者の割合は、令和5（2023）年では18.8%となっています。

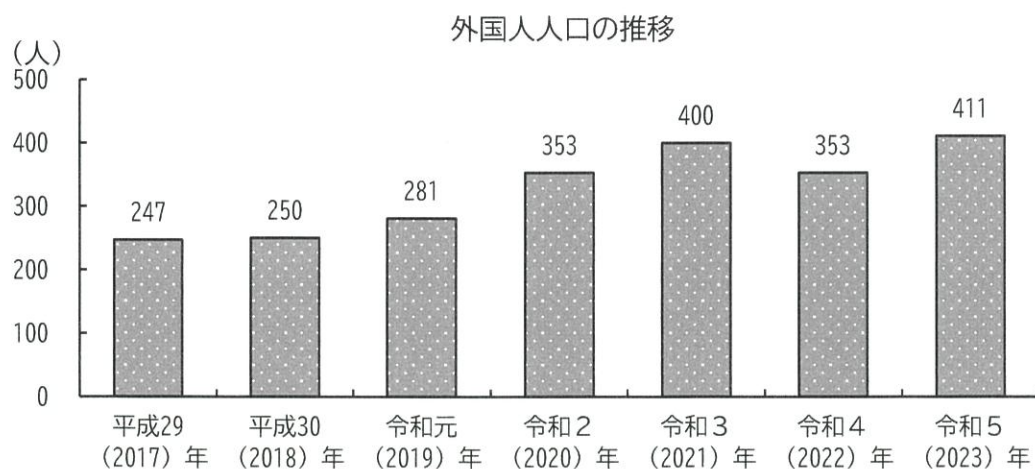


資料：福祉課（各年4月1日現在）

（5）外国人の状況

① 外国人人口の推移

外国人人口は、増減はあるものの概ね増加傾向にあり、令和5（2023）年には411人となっています。



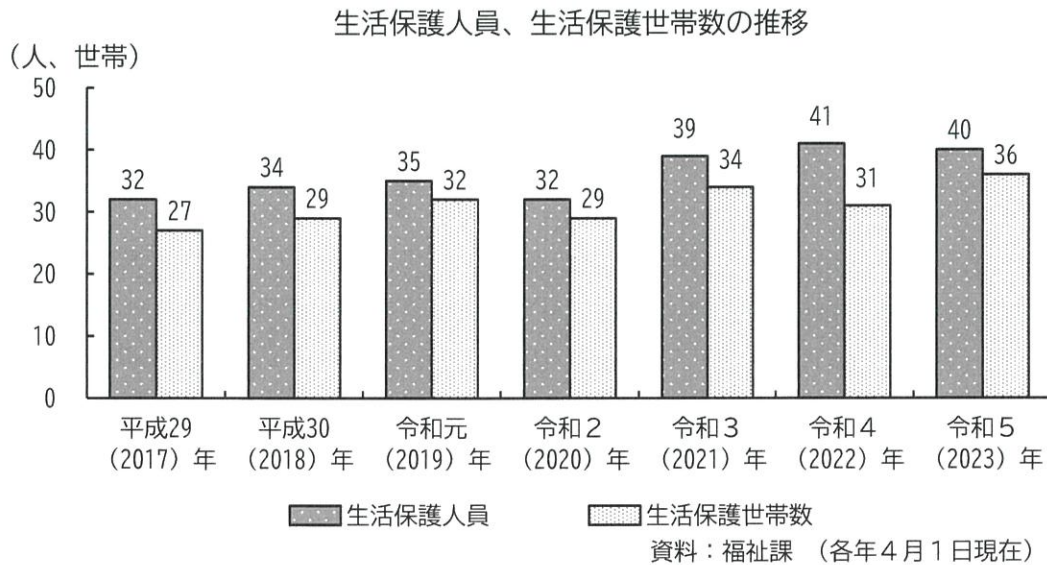
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 生活困窮者※等の状況

① 生活保護人員、生活保護世帯数の推移

生活保護人員は、30 人前後で推移し、令和 5（2023）年には 40 人となっています。

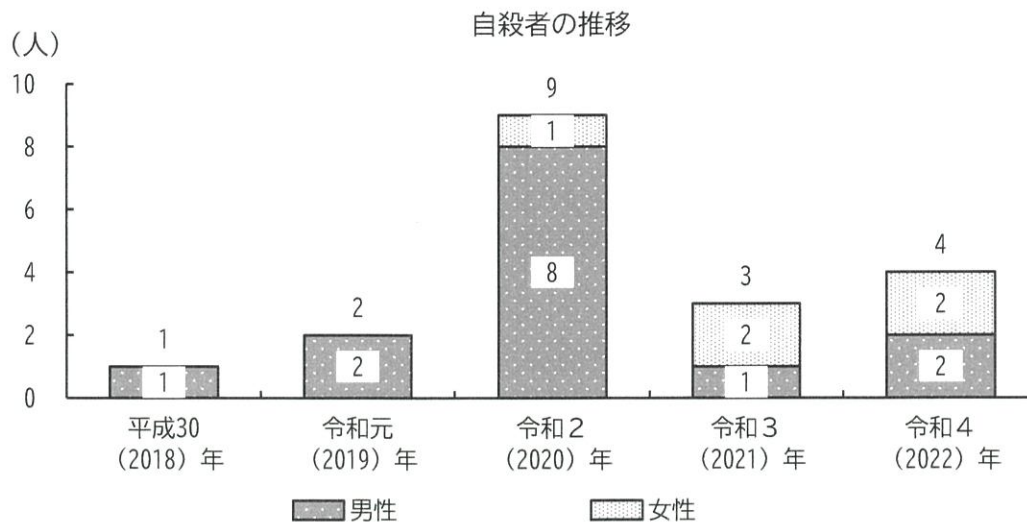
生活保護世帯数は、ゆるやかな増加傾向にあり、令和 5（2023）年には 36 世帯となっています。



② 自殺者の推移

自殺者数は、令和 2（2020）年には男女あわせて 9 人と増加したものの、その後は減少し、令和 4（2022）年には 4 人となっています。

男女別でみると、令和 2（2020）年は男性が女性の自殺者数を大きく上回ったものの、令和 4（2022）年は同数となっています。



※生活困窮者：生活困窮者自立支援法第 2 条第 1 項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

(7) 地域活動団体等の状況

① 自治会・町内会加入率の推移

自治会・町内会加入率は、減少傾向にあり、令和5（2023）年には91.5%と、1割弱の世帯が未加入となっています。

自治会・町内会加入率の推移

単位：％

項目	平成29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
自治会・町内会 加入率の推移	99.6	99.7	99.9	92.9	91.9	92.5	91.5

資料：総務課（各年4月1日現在）

② 自主防災組織※数の推移

自主防災組織数は、令和2（2020）年以降49団体となっています。

自主防災組織数の推移

単位：団体

項目	平成29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
自主防災組織数 の推移	47	47	49	49	49	49	49

資料：総務課（各年4月1日現在）

③ ボランティア登録団体数

ボランティア登録団体数は、減少傾向にあり、平成29（2017）年以降13団体となっています。

ボランティア登録団体数（社会福祉協議会登録数）

単位：団体

項目	平成29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
ボランティア 登録団体数	13	13	13	13	13	13	13

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

※自主防災組織：災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織

④ NPO法人登録団体数の推移

NPO法人登録団体数は、令和2（2020）年に1団体増加し、7団体となっています。

NPO法人登録団体数の推移

単位：団体

項目	平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年	令和5 (2023) 年
NPO法人登録 団体数の推移	6	6	7	7	7	7	7

資料：岐阜県（各年4月1日現在）

⑤ サロン※の配置・参加状況

サロンの配置数は、令和4（2022）年には2団体増加し、21団体となっています。

参加人数は、令和元（2019）年以降減少したものの、令和2（2020）年からは増加傾向にあり、令和4（2022）年には3,307人となっています。（令和2（2020）年～令和4（2022）年は新型コロナウイルスの影響で参加人数等減少）

サロン・まち café・認知症カフェの配置・参加状況

単位：団体

項目		平成29 (2017) 年	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
サロンの配 置・ 参加状況	配置数	19	19	19	20	19	21
	参加人数	5,381	5,766	3,444	1,740	2,511	3,307
まち café の 配置・参加 状況	配置数	1	1	1	1	2	2
	参加人数	1,251	1,717	2,085	18	112	492
認知症カフェ の配置・参加 状況	配置数	3	4	3	3	3	3
	参加人数	232	586	555	0	0	64

資料：社会福祉協議会（年間延べ人数）
福祉課（年間延べ人数）

※サロン：高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などの場づくりを図る活動

(8) 相談支援機関の状況

地域包括支援センター※の設置数は、平成 29（2017）年以降、1 箇所となっています。

障害者基幹相談支援センターは、平成 30（2018）年に 1 箇所増加し、2 箇所となっています。

子育て支援センターは、令和元（2019）年に 1 箇所増加し、令和 5（2023）年では 4 箇所となっています。

相談支援機関の状況

単位：団体

項目	平成29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年	令和 5 (2023) 年
地域包括支援センターの設置状況	1	1	1	1	1	1	1
障害者基幹相談支援センターの設置状況	1	2	2	2	2	2	2
子育て支援センターの設置状況	3	3	4	4	4	4	4

資料：福祉課・子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

平成 30（2018）年 7 月 11 日に子育て支援施設が、10 月 1 日に子育て世代包括支援センターが設置されていますが上記には含まれていません。

(9) 初犯者・再犯者別検挙人員の状況

検挙人員数は、増加傾向にあり、平成 29（2017）年の 40 人から、令和 3（2021）年では 60 人となっています。

そのうち、再犯者は横ばい傾向となっていますが、令和 3（2021）年では 15 人と、全体の 25%を占めています。

初犯者・再犯者別検挙人員の状況

単位：人

項目	平成29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
初犯者	27	31	32	37	45
再犯者	13	18	13	17	15
総数	40	49	45	54	60

資料：揖斐警察署

※地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護、保健、医療、福祉などのサービスを元気な時から要介護状態となった時まで、継続して利用する支援を行う機関

2 調査の概要

(1) 調査の目的

日常生活の現状、福祉サービスや地域づくりに関するご意見などをお聞きし、今後の福祉事業に活かすとともに新たな計画の策定に向けた基礎資料として、調査を実施するものです。

※大野町が実施

(2) 調査対象

本町在住の18歳以上の方の中から無作為に1,000人を抽出

(3) 調査期間

令和5年7月31日～令和5年8月18日

(4) 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

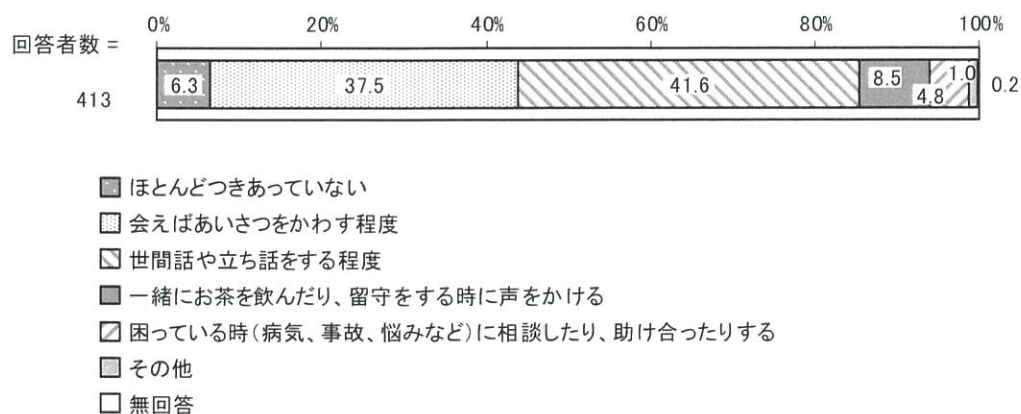
(5) 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000 通	413 通	41.3%

3 アンケート調査の主な結果

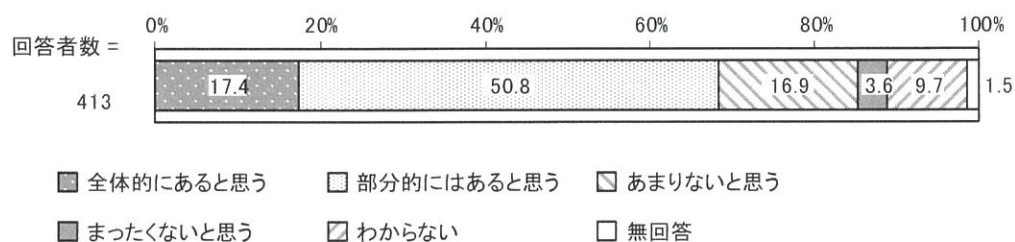
○ふだんの近所の方とおつきあいの程度について

「世間話や立ち話をする程度」の割合が41.6%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」の割合が37.5%となっています。



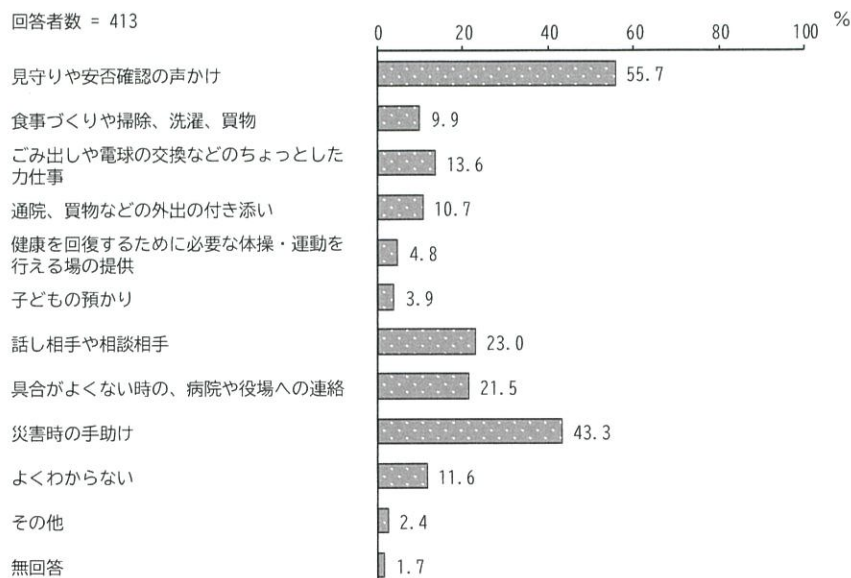
○住まいの地区に困っている場合に助け合う気風があるかについて

「部分的にはあると思う」の割合が50.8%と最も高く、次いで「全体的にあると思う」の割合が17.4%、「あまりないと思う」の割合が16.9%となっています。



○日常生活が不自由になった時に近所でしてほしいことについて

「見守りや安否確認の声かけ」の割合が55.7%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が43.3%、「話し相手や相談相手」の割合が23.0%となっています。



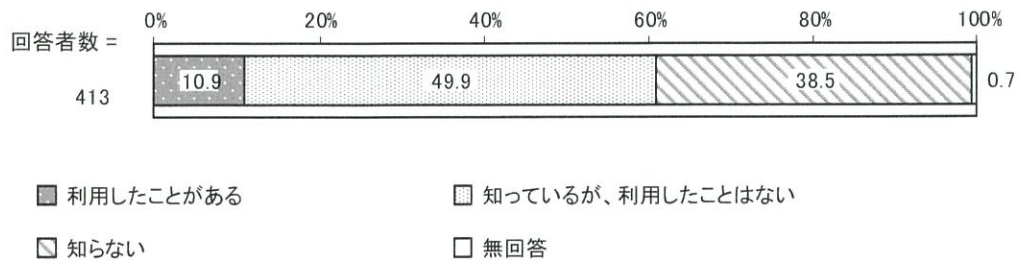
家族構成別にみると、ひとり暮らし（自分のみ）、夫婦ふたり暮らしで「話し相手や相談相手」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数（件）	見守りや安否確認の声かけ	食事づくりや掃除、洗濯、買物	ごみ出しや電球の交換などのちょっとした力仕事	通院、買物などの外出の付き添い	健康を回復するために必要な体操・運動を行える場の提供	子どもの預かり	話し相手や相談相手	具合がよくない時の、病院や役場への連絡	災害時の手助け	よくわからない	その他	無回答
ひとり暮らし（自分のみ）	24	54.2	8.3	20.8	4.2	-	-	29.2	29.2	33.3	12.5	4.2	-
夫婦ふたり暮らし	109	56.9	8.3	17.4	10.1	5.5	-	31.2	24.8	42.2	8.3	3.7	1.8
親と子の二世帯世帯	181	57.5	12.2	11.0	11.6	6.6	6.1	22.7	20.4	45.9	9.9	1.1	1.1
親と子と孫の三世帯世帯	72	54.2	8.3	13.9	9.7	2.8	6.9	13.9	19.4	48.6	15.3	2.8	1.4
親と子と孫とひ孫の四世代世帯	2	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-
その他の世帯	23	47.8	8.7	8.7	17.4	-	-	13.0	13.0	21.7	30.4	4.3	4.3

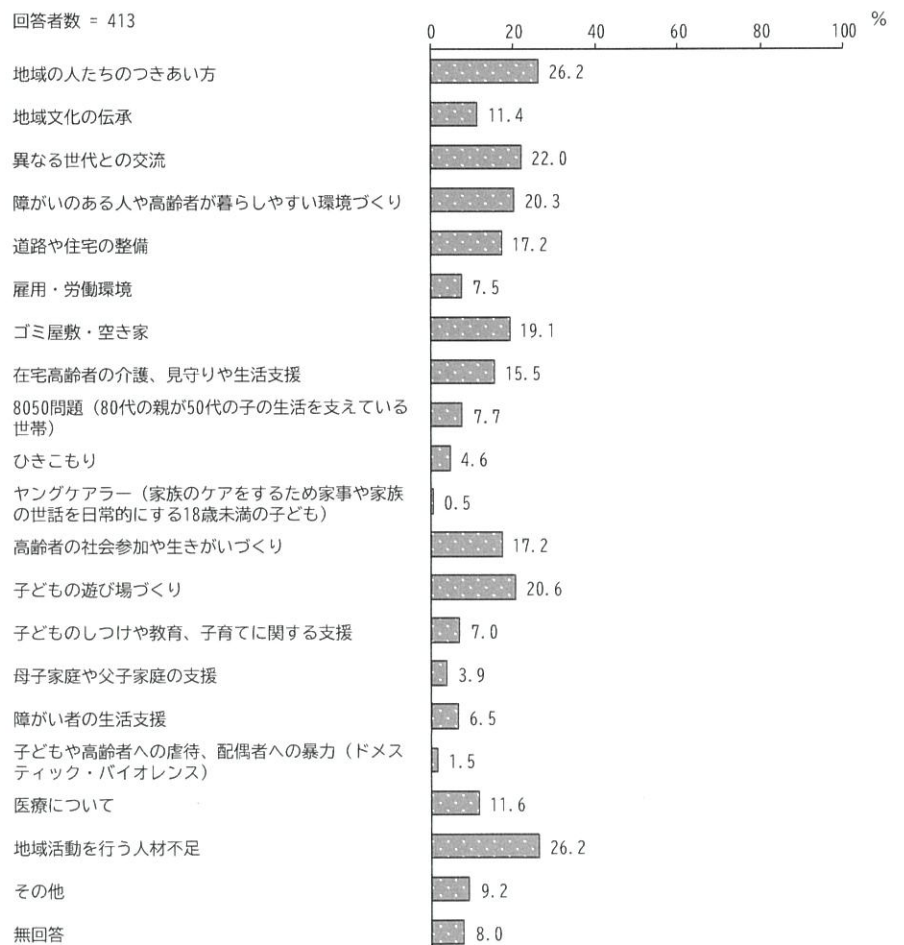
○まちcafeやサロンの認知度について

「知っているが、利用したことはない」の割合が49.9%と最も高く、次いで「知らない」の割合が38.5%、「利用したことがある」の割合が10.9%となっています。



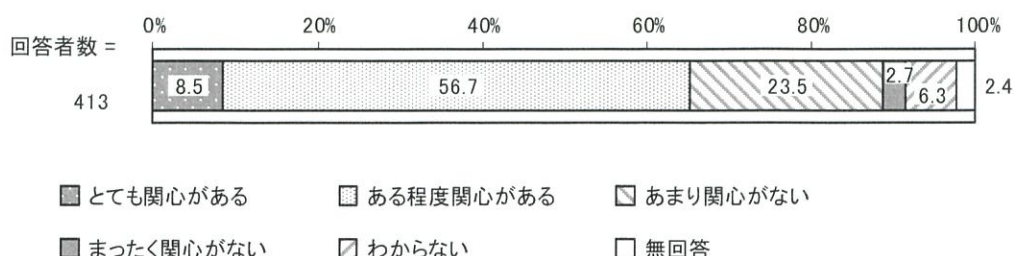
○住んでいる地区の課題や問題について

「地域の人たちのつきあい方」、「地域活動を行う人材不足」の割合が26.2%と最も高く、次いで「異なる世代との交流」の割合が22.0%となっています。



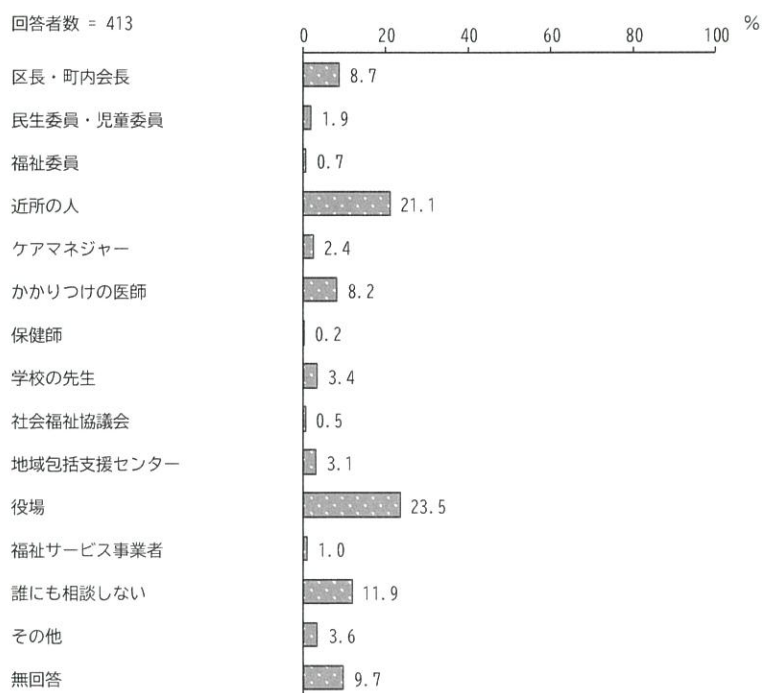
○福祉への関心度について

「ある程度関心がある」の割合が56.7%と最も高く、次いで「あまり関心がない」の割合が23.5%となっています。



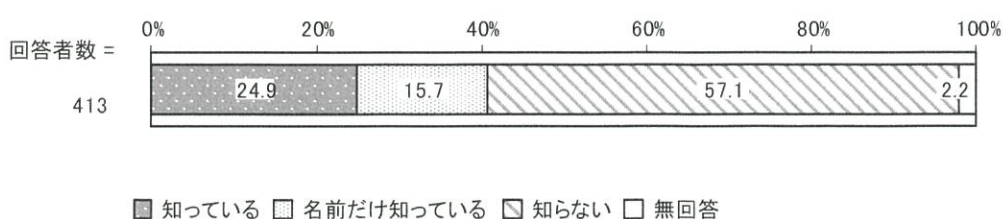
○困ったことがある時、家族、友人以外の相談相手について

「役場」の割合が23.5%と最も高く、次いで「近所の人」の割合が21.1%、「誰にも相談しない」の割合が11.9%となっています。



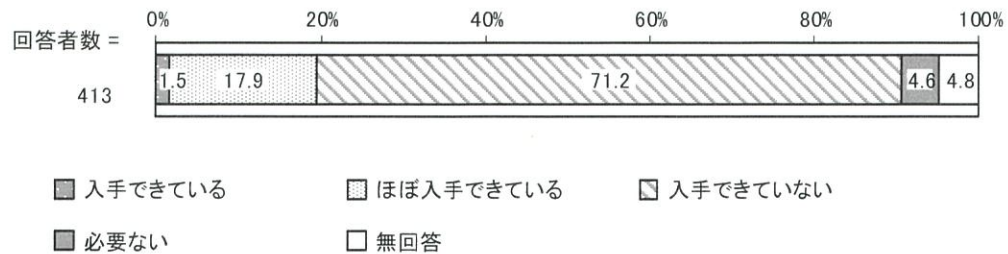
○住まいの地域の民生委員・児童委員の認知度について

「知らない」の割合が57.1%と最も高く、次いで「知っている」の割合が24.9%、「名前だけ知っている」の割合が15.7%となっています。



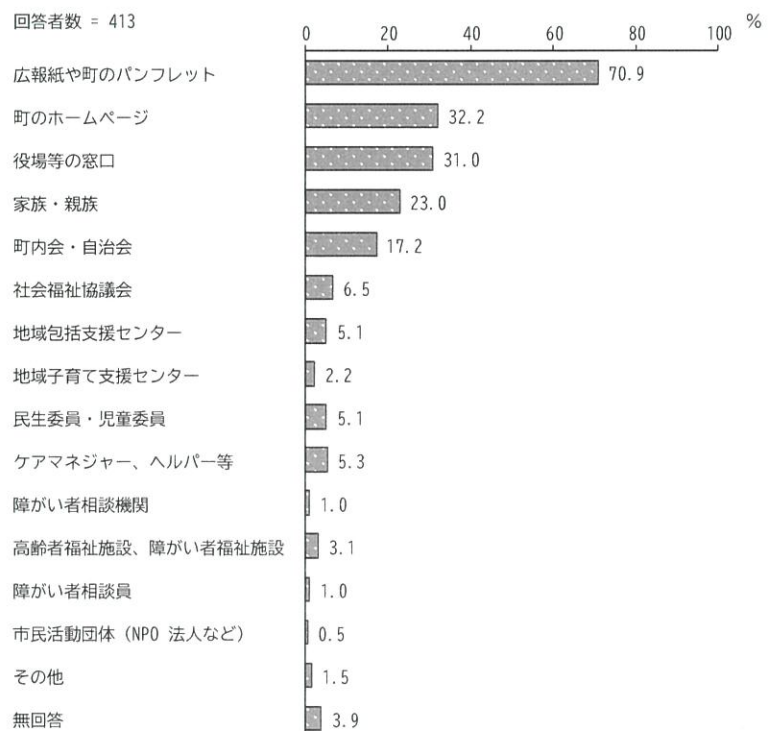
○町子ども、高齢者、障がいのある方などの福祉に関する情報の状況について

「入手できていない」の割合が71.2%と最も高く、次いで「ほぼ入手できている」の割合が17.9%となっています。



○町の福祉に関する情報を入手する時、どこからが入手しやすいかについて

「広報紙や町のパンフレット」の割合が70.9%と最も高く、次いで「町のホームページ」の割合が32.2%、「役場等の窓口」の割合が31.0%となっています。



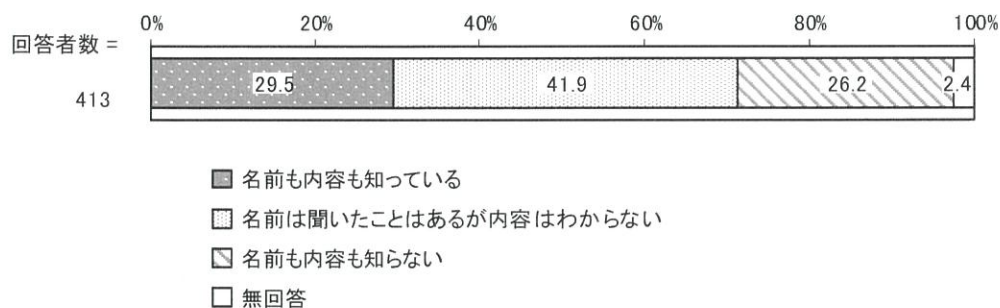
年齢別にみると、40～49 歳、50～59 歳で「町のホームページ」の割合が、70～74 歳で「家族・親族」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	広報紙や町のパンフレット	町のホームページ	役場等の窓口	家族・親族	町内会・自治会	社会福祉協議会	地域包括支援センター	地域子育て支援センター	民生委員・児童委員	ケアマネジャー、ヘルパー等	障がい者相談機関	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設	障がい者相談員	市民活動団体※(NPO 法人など)	その他	無回答
18～29 歳	21	57.1	38.1	19.0	28.6	—	—	—	—	—	4.8	—	—	—	—	9.5	14.3
30～39 歳	23	73.9	43.5	26.1	26.1	17.4	—	—	4.3	—	—	—	—	—	—	8.7	—
40～49 歳	57	66.7	52.6	17.5	10.5	19.3	1.8	—	7.0	3.5	7.0	—	5.3	3.5	1.8	1.8	5.3
50～59 歳	75	76.0	46.7	30.7	20.0	8.0	4.0	8.0	5.3	1.3	—	2.7	—	—	1.3	1.3	—
60～64 歳	47	80.9	40.4	31.9	4.3	10.6	6.4	10.6	—	6.4	4.3	—	2.1	—	—	—	—
65～69 歳	57	77.2	24.6	38.6	26.3	19.3	10.5	5.3	—	5.3	14.0	1.8	1.8	—	—	—	3.5
70～74 歳	70	62.9	11.4	35.7	41.4	25.7	8.6	1.4	—	7.1	5.7	1.4	5.7	2.9	—	—	7.1
75 歳以上	62	69.4	14.5	37.1	25.8	25.8	11.3	9.7	—	11.3	4.8	—	6.5	—	—	—	4.8

○成年後見制度※の認知度について

「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が41.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が29.5%、「名前も内容も知らない」の割合が26.2%となっています。

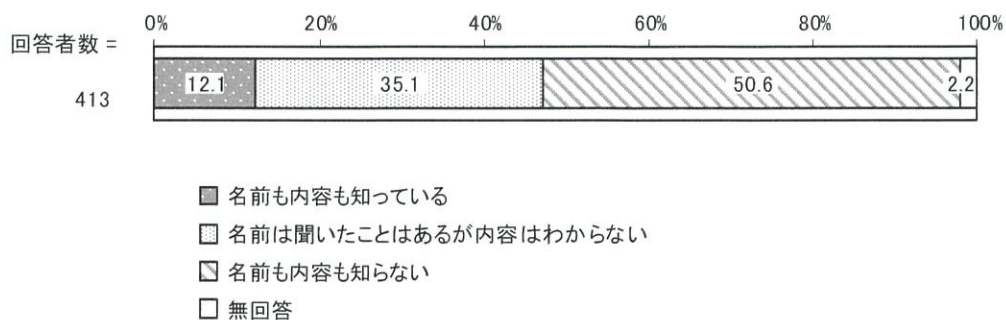


※市民活動団体：市民（住民）一人ひとりの自発的な意志にもとづき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動等に携わるグループや団体

※成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力の不十分な方が、自立して生活できるように援助してくれる人（後見人等）を家庭裁判所に選んでもらう制度。

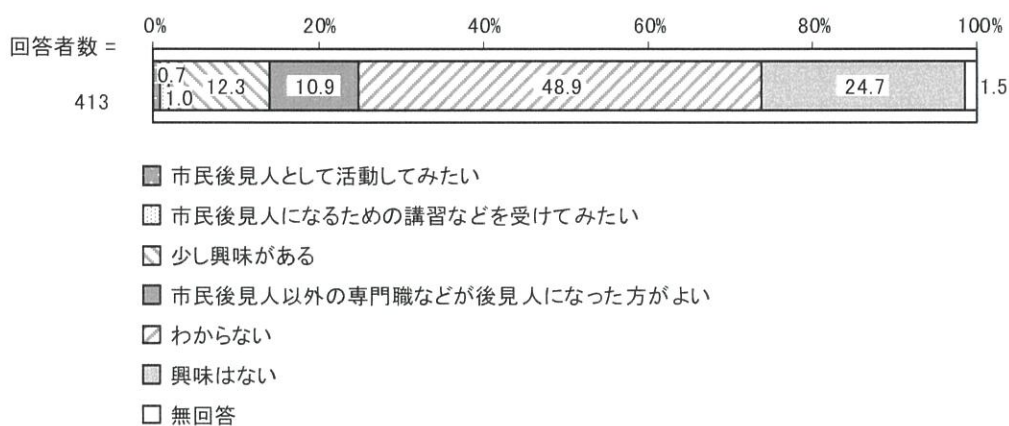
○日常生活自立支援事業の認知度について

「名前も内容も知らない」の割合が50.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が35.1%、「名前も内容も知っている」の割合が12.1%となっています。



○市民後見人※に興味があるかについて

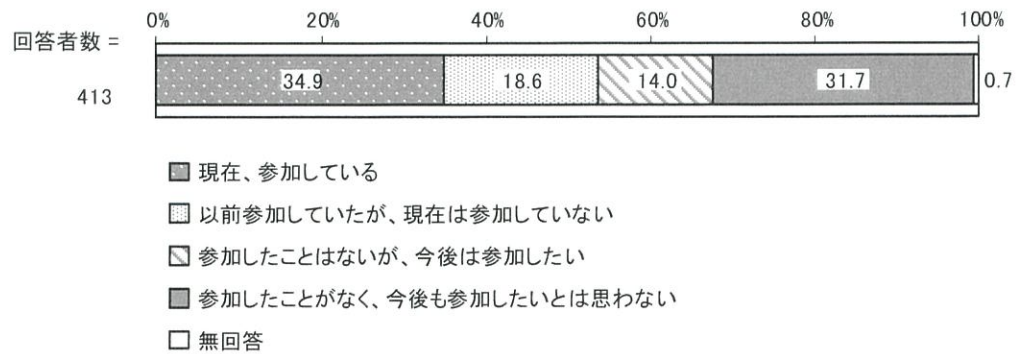
「わからない」の割合が48.9%と最も高く、次いで「興味はない」の割合が24.7%、「少し興味がある」の割合が12.3%となっています。



※市民後見人：弁護士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲などが高い住民が、地元自治体等が実施する講習や実習を受けて、家庭裁判所により後見人として選任されるもの。

○地域活動やボランティア活動への参加状況について

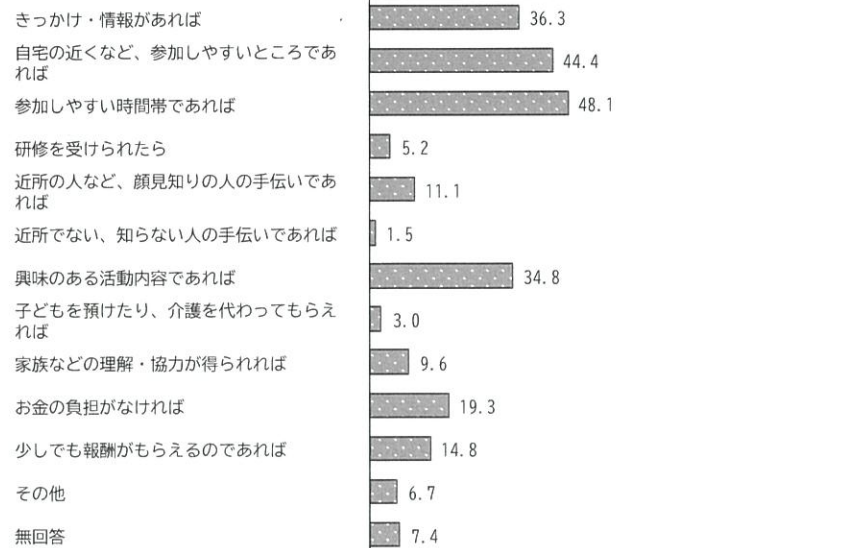
「現在、参加している」の割合が34.9%と最も高く、次いで「参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が31.7%、「以前参加していたが、現在は参加していない」の割合が18.6%、「参加したことはないが、今後は参加したい」の割合が14.0%となっています。



○地域活動やボランティア活動に参加する条件について

「参加しやすい時間帯であれば」の割合が48.1%と最も高く、次いで「自宅の近くなど、参加しやすいところであれば」の割合が44.4%、「きっかけ・情報があれば」の割合が36.3%となっています。

回答者数 = 135

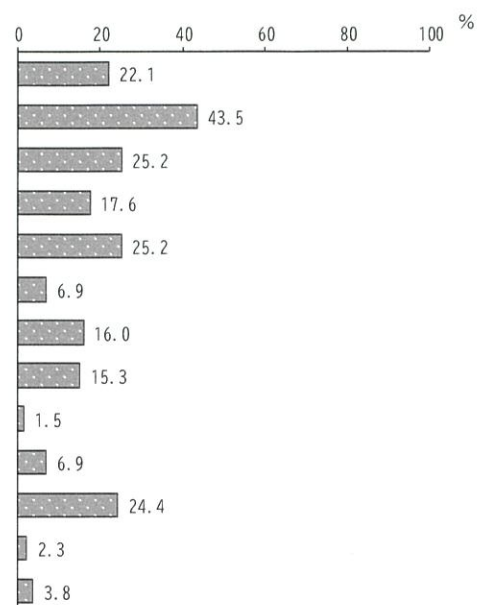


○地域活動やボランティア活動に参加しない理由について

「時間的な余裕がないため」の割合が43.5%と最も高く、次いで「精神的な余裕がないため」、「あまり人と関わりたくないため」の割合が25.2%となっています。

回答者数 = 131

活動を始めるきっかけがないため
時間的な余裕がないため
精神的な余裕がないため
体調不良のため
あまり人と関わりたくないため
すでにやっている人を見ると大変そうのため
活動に関する情報がないため
興味のもてる活動が見つからないため
家族などの理解・協力が得られないため
活動することで報酬などのメリットが得られないため
自分の趣味や自由な時間を優先したいため
その他
無回答

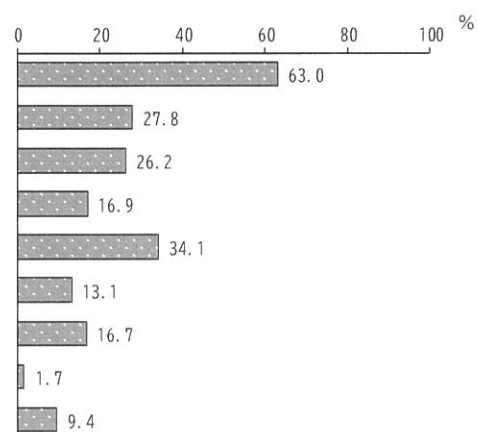


○住民が地域活動やボランティア活動をするために必要な支援について

「活動に関する情報を紹介する」の割合が63.0%と最も高く、次いで「資金面の援助を充実する」の割合が34.1%、「活動に携わる人やリーダーを育成する」の割合が27.8%となっています。

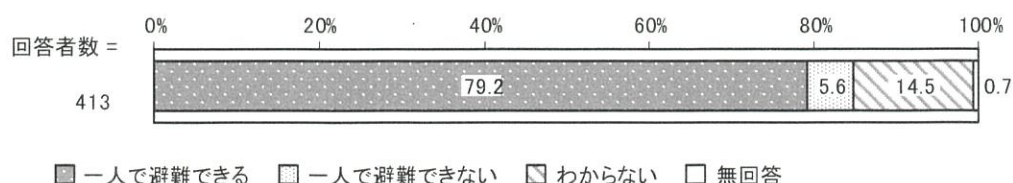
回答者数 = 413

活動に関する情報を紹介する
活動に携わる人やリーダーを育成する
活動の声かけをする人を地域の中に増やす
活動に関する研修を行う
資金面の援助を充実する
学校での福祉教育を充実する
活動の拠点となる場所を提供する
その他
無回答



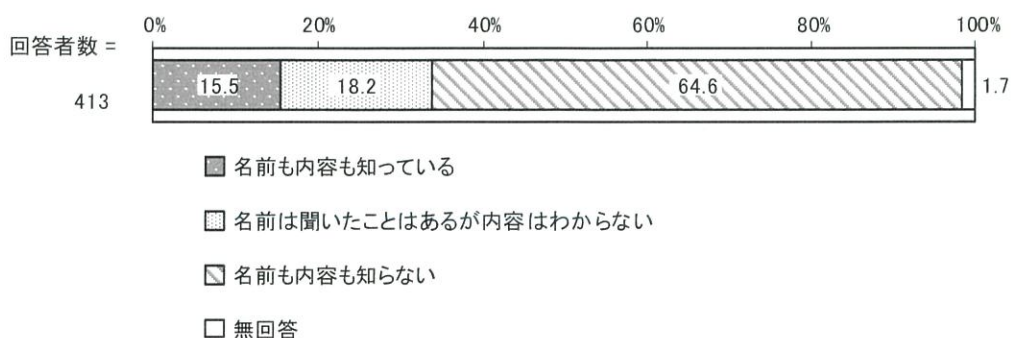
○地震や風水害時に、避難場所などの安全な場所へ一人で避難できるかについて

「一人で避難できる」の割合が79.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が14.5%となっています。



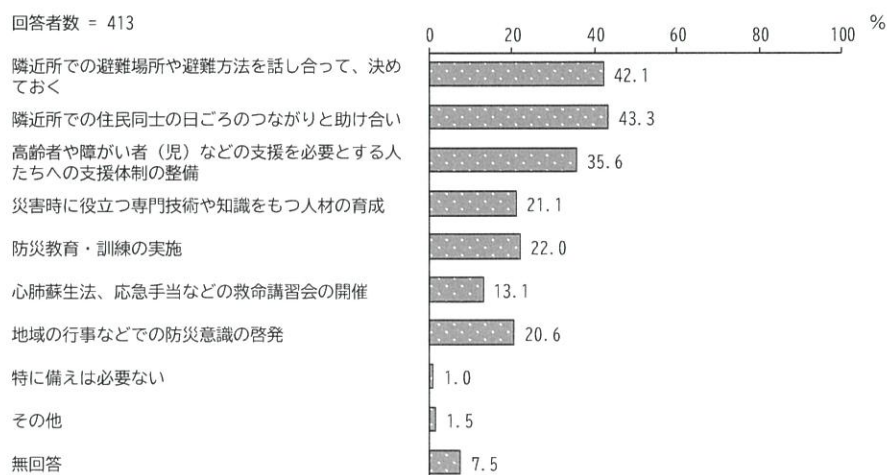
○災害時避難行動要支援者※登録名簿の認知度について

「名前も内容も知らない」の割合が64.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が18.2%、「名前も内容も知っている」の割合が15.5%となっています。



○大地震などの災害時に、地域でどのような備えが必要かについて

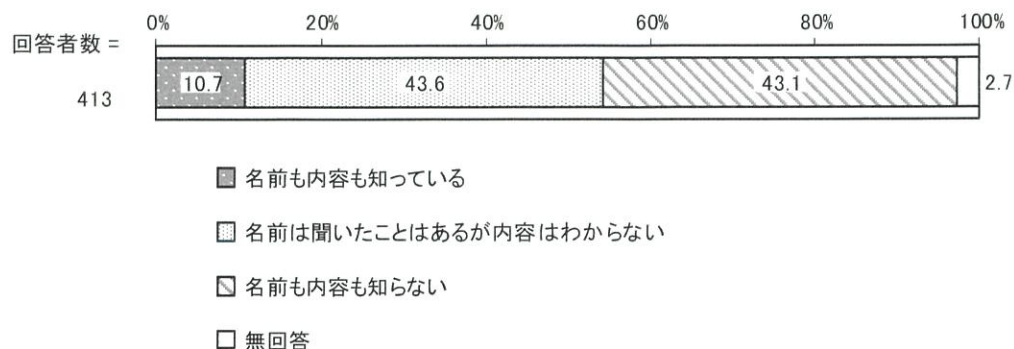
「隣近所での住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が43.3%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が42.1%、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が35.6%となっています。



※避難行動要支援者：災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人。災害時要配慮者とも呼ばれる。

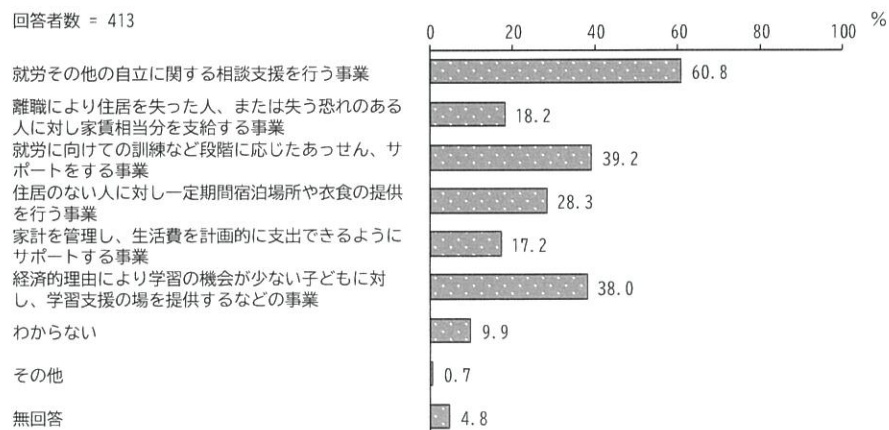
○生活困窮者自立支援法（制度）の認知度について

「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が43.6%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が43.1%、「名前も内容も知っている」の割合が10.7%となっています。

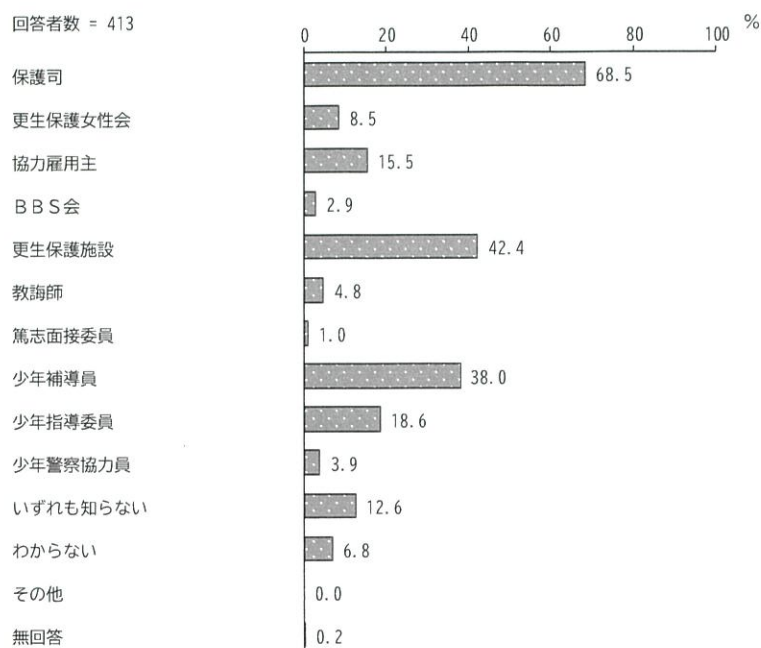


○経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなった時に必要な支援内容について

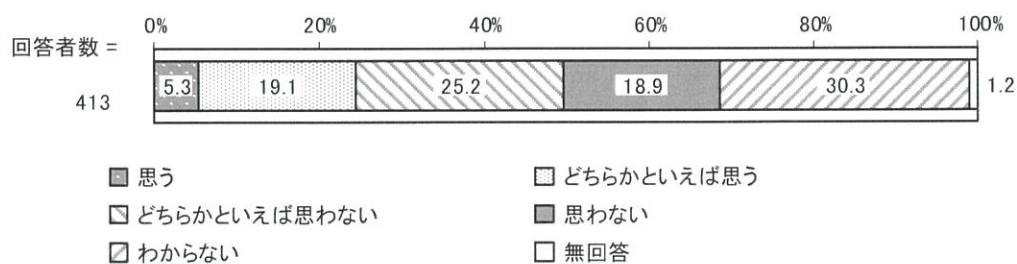
「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」の割合が60.8%と最も高く、次いで「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」の割合が39.2%、「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」の割合が38.0%となっています。



「保護司」の割合が68.5%と最も高く、次いで「更生保護施設」の割合が42.4%、「少年補導員」の割合が38.0%となっています。



「わからない」の割合が30.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば思わない」の割合が25.2%、「どちらかといえば思う」の割合が19.1%となっています。

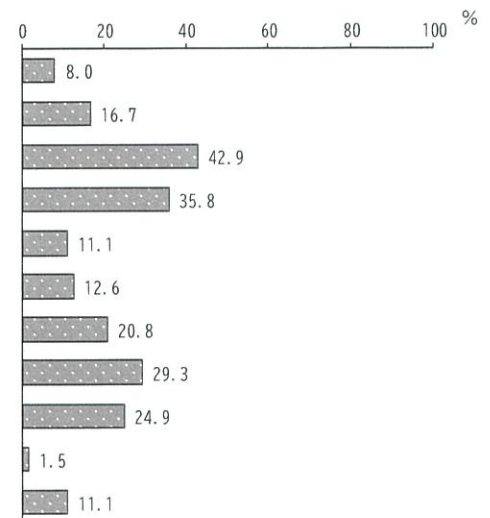


○社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいことについて

「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」の割合が42.9%と最も高く、次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口」の割合が35.8%、「高齢者や障がいのある人など、援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」の割合が29.3%となっています。

回答者数 = 413

ボランティア活動への参加促進と支援
住民による身近な支え合い活動（＝地域福祉活動）への支援
誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス
身近なところで福祉の相談ができる窓口
児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の推進
福祉に関する情報発信（インターネット等含む）
子育てに関する支援
高齢者や障がいのある人など、援助を必要とする方々やそれらの団体への支援
災害時における被災者に対する支援
その他
無回答

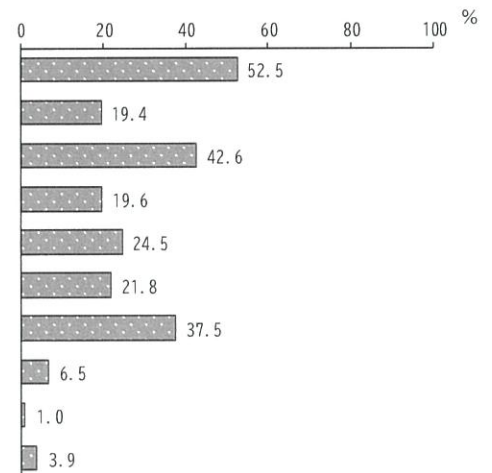


○地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後地域として必要な取り組みについて

「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」の割合が52.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」の割合が42.6%、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」の割合が37.5%となっています。

回答者数 = 413

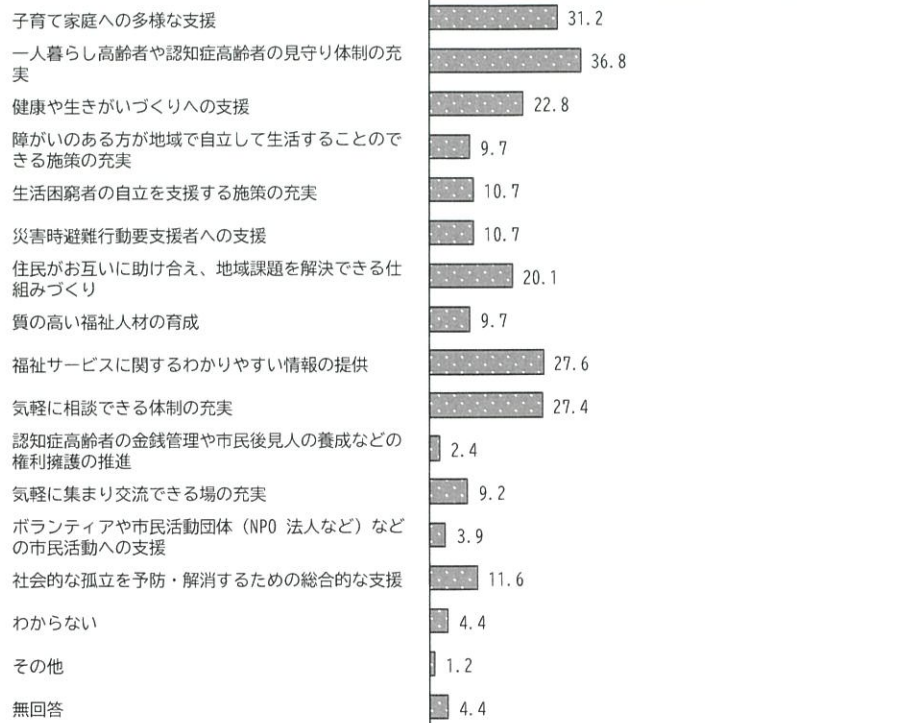
隣近所の住民同士の普段からの付き合い
祭りやイベントなどを通じた住民同士の交流
ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動
病気やけがなど緊急時の対応
防犯対策・交通安全対策の確立
子どもたちの見守りや相談など、子育てを通じた交流
災害などに備えた地域での協力体制づくり
わからない
その他
無回答



○これからの大野町の地域福祉は何を重点にすべきかについて

「一人暮らし高齢者や認知症高齢者の見守り体制の充実」の割合が36.8%と最も高く、次いで「子育て家庭への多様な支援」の割合が31.2%、「福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供」の割合が27.6%となっています。

回答者数 = 413



4 事業の評価及び課題

ここでは、本会の取り組みの状況やアンケート調査結果の現状、意見交換会からの意見を踏まえ、前期大野町地域福祉活動計画で掲げた重点目標及び施策ごとに課題を整理しました。

重点目標1 「だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進」における課題

① 地域福祉活動の基盤の強化

【現状】

- 地域福祉の活性化に向け、「社協だより」やホームページ等による広報活動をはじめ、功績者表彰式や福祉のふれあい広場において福祉活動の普及啓発を行っています。また、ボランティア養成講座の開催、ボランティアセンターの運営などを通じて活動の活性化に向けて取り組んでいますが、活動者の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による活動の縮小や休止に至っている現状もあります。
- アンケート結果からは、地域福祉活動やボランティア活動への参加について、きっかけや情報の有無、時間や場所などによっては参加できるとの意見もあり、活動内容に関して広い周知や支援の充実が必要です。

【課題】

- 地域における福祉活動やボランティア活動などが広く周知されるよう、活動を行っている団体やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供が必要です。
- 地域福祉活動やボランティア活動への参加機会・場の充実、活動しやすい環境整備や支援が必要です。

② 福祉教育の充実

【現状】

- ボランティア団体と協働し、福祉体験や防災啓発の機会としてボランティアスクールや福祉協力校への出前講座を開催し、また福祉活動の啓発や住民のふれあいの場として「福祉のふれあい広場」を開催しています。
- おおのフェスタなどイベントの機会に、福祉協力校を通じて児童生徒に街頭募金運動への参加協力を呼び掛けています。
- アンケート結果においても、必要な活動として「学校での福祉教育を充実する」、「児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の推進」が上位に挙がっています。

【課題】

- 地域活動の担い手を育成する上で、多世代交流を行うなど、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通して福祉意識の醸成が必要です。
- 啓発活動の推進や福祉教育や交流活動の活性化により、子どもを対象とした教室に限らず大人を対象とした研修会を開催し、福祉に対するスキルアップなど意識の高揚を図っていくことが必要です。

③ 小地域での支え合い活動の推進

【現状】

- ふれあい・いきいきサロンなど集いの場は増えていますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより活動が縮小・休止したサロンの再開・継続や、新たなサロンの立ち上げに向け、現在活動している担い手の後継者など中心となる人材の育成が必要となっています。
- ボランティア団体と協力し、民生委員・児童委員や福祉委員によるお弁当配達など地域の見守り活動が全地区において定期的に行われています。
- アンケート結果において、まちcafeやサロンについて「知っているが、利用したことはない」が最も高い一方、地域の課題については「地域の人たちのつきあい方」や「異なる世代との交流」が上位にあり、住民の集いの場が求められています。

【課題】

- サロンなど集いの場の増加、継続のためには、活動を行う担い手の育成・確保、場所や講師、資材など環境の整備に対する支援が必要です。
- 地域での見守り活動における支援者同士の情報共有の場の提供など、連携の強化を図ることでよりきめ細やかな見守り体制が構築されます。

重点目標2「だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築」 における課題

① 身近な相談体制の構築

【現状】

- 人権擁護委員、行政相談委員による困りごと相談、弁護士による法律相談ができる「心配ごと相談所」を定期的に開設し、また相談日以外にも「よろず相談」として社会福祉協議会職員が困りごとを聞くなど、相談しやすい環境を整備しています。
- アンケートにおいて、家族、友人以外の主な相談相手について「役場」、「近所の人」が上位にある中、「誰にも相談しない」が1割を超えています。また、地域の民生委員・児童委員を知っているかについては「知らない」が6割弱と最も高くなっています。

【課題】

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの相談先がわからないことによる抱えている問題の深刻化を防ぐため、支援体制に関する情報提供の充実が求められます。

② 支援関係機関との連携強化

【現状】

- 生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世代など、多様な相談内容に対応できるよう、社協における各拠点間ではもとより、行政や県社会福祉協議会など支援関係機関とスムーズに連携が取れるよう相談・支援体制の整備を進めています。
- アンケートにおいて、社会福祉協議会が行う活動・支援で今後、充実してほしいことについて「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が最も高く、次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口」となっています。

【課題】

- 多様化・複雑化する日常生活の困りごとに対応できるよう、相談窓口から専門支援機関への連絡調整ができるよう、相互のネットワークの強化が求められます。

重点目標3「だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり」における 課題

① 福祉サービスの充実

【現状】

- 生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世代など、多様な相談内容に対応できるよう、社協における各拠点間はもとより、行政や県社会福祉協議会など支援関係機関とスムーズに連携が取れるよう相談・支援体制の整備を進めています。
- フードバンクや県社会福祉協議会との連携のもと、食糧支援や一時金の貸出、家計相談支援を行っています。また就労に関する相談に対し、就労支援など自立のサポートを行っています。
- アンケートにおいて、社会福祉協議会が行う活動・支援で今後、充実してほしいことについて「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が最も高く、次いで「身近なところで福祉の相談ができる窓口」となっています。

【課題】

- 地域で支援を必要としている人が抱える問題は多岐にわたっています。だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いができる体制づくりを進める必要があります。

② サービスを利用しやすい環境づくり

【現状】

- 相談員や弁護士に相談できる「心配ごと相談所」の定期的な開設に併せ、社会福祉協議会職員が対応する「よろず相談」における相談内容に応じた関係機関との連携をとれる体制づくりを進めています。
- 社協だよりや町の広報紙に相談窓口や福祉サービスの情報を掲載することで、全地区の住民に情報が行き渡るよう情報提供を行っています。
- アンケートにおいて、福祉に関する情報を入手できているかについて「入手できていない」が約7割となっています。

【課題】

- 支援が必要な人へ福祉活動や団体に関する情報が確実に提供できるよう、新しい情報発信、周知啓発の方法について検討する必要があります。

③ 災害時の支援体制の構築

【現状】

- 大震災、集中豪雨等の自然災害が多発していることから、地域においても防災に対する意識が高まっています。ボランティア連絡協議会、災害支援ボランティアとの協働により災害ボランティアセンター運営訓練を実施するとともに、行政との連携を強化し、情報共有や支援体制の整備に取り組んでいます。
- アンケートにおいて、住民同士の助け合い、支え合える地域づくりのため、今後取り組むべきことについて「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が上位に挙がっています。

【課題】

- 災害ボランティアセンターの重要性がさらに高まる中、災害時に速やかに立ち上げ・運営ができるよう、平時からの備えや行政・ボランティア団体など関係機関との連携など、災害時における支援体制の強化が必要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本会では、地域福祉の理念やしぐみ、行政施策を掲げた『大野町地域福祉計画』との協働のもと、“住民参加”という視点を基礎としながら、地域福祉の活動の展開や住民などの民間主体の自主的・自発的な施策を推進し、大野町に暮らすすべての人が住み慣れたまちで暮らし続けられるよう、基本理念を『「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの ～みんなのあったかまちづくり～』とし、地域福祉の具体的な活動を展開してきました。

一方、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、少子高齢化や核家族化を背景に、家族間による支え合いの機能が低下するとともに、地域内の住民相互の交流や連携が薄れてきています。このような現状において、基本的な福祉ニーズは、公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつも、ボランティア活動や地域での支え合い、見守りといった助け合いによる地域づくりを進めていくことが重要となっています。福祉サービスやまちづくり全般について、多様な担い手がそれぞれの役割分担と協働のもとに、地域全体で創り上げていく考え方が重要となっています。

本計画では、今までの取組に連続性を踏まえ、現行計画の基本理念を継承し、町民が住み慣れたまちでいつまでもいきいきとした暮らしを続けられるよう、住民参加による地域福祉力の向上と、福祉資源と特性を活かしたまちづくりを目指しています。

【 基本理念・スローガン 】

「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの
～みんなのあったかまちづくり～

2 スローガン

本会では、だれもが自分の持っているものを発揮しながら住み慣れた地域で共に安心して暮らしていけるまちづくりをすすめるという考えのもと、「みんなのあったかまちづくり」をスローガンに地域福祉の推進を図ってきました。

本計画においても、前計画からスローガンを踏襲し、第2期計画のスローガンとして位置づけます。

3 重点目標

基本理念の実現に向けて、本会の地域福祉をすすめる上での課題を踏まえ、以下の3つを重点目標とします。

重点目標1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進

地域福祉を進めていくには、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎となり、「顔の見える関係づくり」が重要です。日頃から、近隣でのあいさつや声かけを試み、地域の交流、ふれあいを深めていくとともに、支援が必要な人との交流を通じて、福祉の心を持って地域生活課題に対応する等、互いに支え合える地域づくり、時代を先取りした地域福祉活動を進めます。

重点目標2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築

福祉サービスを利用する際に、身近に相談する人がいない、相談窓口まで行くことができないといった実態がみられます。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の住民や諸団体が協働し、身近なところで気軽に相談できる仕組みを構築します。

重点目標3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、重層的支援体制を構築し、地域生活を支える福祉サービスの充実を図るとともに、大規模な災害などに備え、誰もがどのような時にも安心して暮らすことができるよう、平常時から、地域防災に対する意識を高めるとともに、災害時の支援体制の充実を図ります。

4 計画の体系

〔 基本理念・スローガン 〕

〔 重点目標 〕

〔 施策 〕

「助けあい」「支えあい」で育む 笑顔があふれる おおの
みんなのあったかまちづくり

1 だれもが身近な
地域の問題に関心を持
ち「地域力」を高める
まちづくりの推進

(1) 地域福祉活動の基盤の強化

(2) 福祉教育の充実

(3) 小地域での支えあい活動の推進

2 だれもが暮らしの
問題を気軽に相談で
きる体制の構築

(1) 身近な地域での相談体制の構築

(2) 福祉サービスの充実

(3) 支援関係機関との連携強化

3 だれもが安全・
安心に暮らせる
環境づくり

(1) 災害時の支援体制の構築

(2) サービスを利用しやすい環境づくり

第4章 施策・事業の展開

1 だれもが身近な地域の問題に関心を持ち「地域力」を高めるまちづくりの推進

(1) 地域福祉活動の基盤の強化

地域福祉活動に参加するきっかけとして、社協だよりやホームページ等を活用し、住民に対してボランティア活動や地域活動の啓発活動を行うとともに、社会福祉協議会のボランティアセンター機能を強化し、町民の活動への参加の促進につなげます。

また、地域の支えあい活動や見守り活動等を実施している団体などに対し、情報提供や活動の支援を行い地域福祉活動の活性化を図ります。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
地域活動参加の推進	各地区（自治会・町内会等）へ地域福祉活動に関する情報の提供や共有、住民の地域活動への参加の呼びかけに取り組みます。	本部
運営体制の強化	理事会は、業務執行機関として、住民に理解、協力、信頼を得られるよう適切な組織運営を行い、評議員会は、議決機関として本会の重要事項を審議する機能を発揮できるよう情報提供を行い、体制の強化を図ります。	本部
財政基盤の強化	社会福祉協議会や地域福祉の役割および活動を理解していただき、会員の拡充や共同募金運動等による財源の確保を図ります。	本部
福祉団体等の活動支援	団体の自立的な活動を支援し、社会福祉活動及び自主運営の促進を図るため、補助金を交付します。	本部
広報活動の啓発・充実	社会福祉協議会への理解を高め、住民の福祉活動への参加を促進するため、だれもが読みやすく、身近な情報が発信できるよう広報紙の紙面の充実を図ります。また、ホームページの内容の充実と情報を早く提供できるように随時更新を行います。	本部
福祉委員活動の支援	各地区（自治会・町内会等）から推薦された住民に福祉委員を委嘱し、地域福祉の担い手として、主体的に活動できるよう民生委員・児童委員との福祉業務の連絡調整および研修会を行います。	本部

事業名	内容	担当部署
ボランティアセンターの充実	地域福祉を支える住民の福祉意識の高揚と、ボランティア活動への積極的な参加促進のため、広報活動による啓発及びボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動が自主的にできるよう側面から支援します。	本部
福祉活動の普及・啓発の推進	社会福祉功績者表彰式において、福祉活動に対する協力者や浄財寄附者等に感謝の意を表します。また、地域福祉の普及啓発および推進を目的として福祉のふれあい広場を開催します。	本部
共同募金配分金事業の充実	共同募金の配分金により、お互いが見守り支えあう、つながる地域づくりをめざし、地域の交流を促進するためサロンやカフェなどの集いの場の充実を図り活動の活性化に向けた支援を行います。	本部

(2) 福祉教育の充実

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。また、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行います。

また、住民の生活上の課題や、地域の福祉課題について情報を共有し、意見を交わす場づくりを進めるなど、地域における住民の福祉意識の向上のための交流をさらに充実します。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
福祉委員活動の支援	各地区（自治会・町内会等）から推薦された住民に福祉委員を委嘱し、地域福祉の担い手として、主体的に活動できるよう民生委員・児童委員との福祉業務の連絡調整および研修会を行います。	本部
広報活動の啓発・充実	社会福祉協議会への理解を高め、住民の福祉活動への参加を促進するため、だれもが読みやすく、身近な情報が発信できるよう広報紙の紙面の充実を図ります。また、ホームページの内容の充実と情報を早く提供できるように随時更新を行います。	本部
ボランティアの養成・資質向上の推進	社会情勢に応じたボランティアのスキルアップと、ニーズに合わせたボランティアの養成を行います。	本部

事業名	内容	担当部署
共同募金街頭募金運動の推進	ボランティア連絡協議会や福祉協力校児童生徒に、町内での共同募金街頭募金運動への参加協力を呼びかけます。	本部
福祉協力校の支援	小・中学生が、自分達の住んでいる地域での福祉の問題や現状を理解できるよう、福祉体験や施設見学等の機会を提供しボランティア活動への積極的な参加を促進します。	本部
災害支援ボランティアの人材養成の推進	防災に関する意識の向上と、災害時に応急処置や復興活動に従事する人材を育成するための研修等を開催します。	本部

(3) 小地域での支え合い活動の推進

地域の交流を促進するため、サロンやまちc a f eなどの交流の場の充実を図るとともに、活動の活性化に向けた支援を行います。また、地域の団体を支援し、すべての地区にサロン等の交流の場が広がるよう働きかけます。

また、地域福祉に関わるニーズや問題を把握し、解決していくために、地域で活動している民生委員・児童委員、福祉委員、行政などと連携を強化し、地域ごとに住民相互の支えあいのあるまちづくりを進めます。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
生活支援体制の整備	住民相互の支えあいのまちづくりに向け、町の支えあい推進組織と連携し、啓発活動、地域のニーズ・資源の把握、住民の活躍の場の確保、担い手の養成支援により、住民参加による生活支援体制の基盤を整備します。	本部
コミュニティカフェ活動の支援	地域住民の誰もが気軽に立ち寄れ、仲間づくり、情報交換、健康・生きがいづくり、安否確認など、地域での見守りや支えあいの基盤となる集いの場の立上げや活動支援を行います。	本部
地域の現状把握と福祉の推進	多様化するニーズに向け、いつまでも住みよい地域を形成するために、地区公民館単位で地域福祉懇談会を開催し、住民・福祉関係者・機関団体等と課題解決について話し合い、地域の実情を把握するとともに地域福祉の推進を図ります。	本部
サロンの設置・運営の支援	地域サロンの立上げと、活動の継続及び内容の充実などを目的とし、講師派遣や情報提供、その他必要な支援を行います。またレクリエーション用具の貸出を行います。	本部

事業名	内容	担当部署
見守り活動の支援	町と連携し、一人暮らしの高齢者など、要支援者への見守りや安否確認等を目的とした配食サービスや、安心カードの普及・継続を支援します。	本部
住民交流の支援の充実	福祉課題の把握や、民生委員・児童委員と福祉委員の連携強化を目的として、一人暮らしの高齢者との食事会の開催を支援します。また、高齢者や障がいのある人、児童等の交流を深めるための活動支援を行います。	本部 高齢者支援 障がい者支援 子育て支援

2 だれもが暮らしの問題を気軽に相談できる体制の構築

(1) 身近な地域での相談体制の構築

民生委員・児童委員や福祉委員等と連携し、地区での公民館やサロン等での出張相談等、住民が身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
心配ごと相談所の開設	地域住民の日常生活の悩みごと・困りごとを対象とした、民生委員・児童委員や各種相談員による相談および、弁護士による法律相談を行います。	本部
生活困窮者の自立支援	生活に困窮している人を早期に発見し、支援関係機関と連携して、自立した生活につながるよう支援します。	本部
居宅介護の相談支援	介護サービスや介護用品の利用を希望される人の、相談やサービス利用に必要な手続きの代行、その他、介護施設との連絡調整などを行います。	高齢者支援
障がい児・者の地域生活相談支援	障がいのある人及び障がいのある児童の地域における生活や活動、福祉サービスの利用に関する相談支援を行います。また、支援関係機関等との連携や連絡調整により、地域での支援体制基盤の構築を目指します。	障がい者支援
子育て支援センターの充実	乳幼児を持つ親の孤立感を和らげ、育児不安や負担の軽減を図るため、安心して相談できる場をつくり、子育ての情報提供や公民館等への出前保育、親子で触れあえる各教室を行い、安心して子育てができるよう支援します。	子育て支援

(2) 福祉サービスの充実

地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの質・量の充実を図っていくとともに、利用者の視点に立ったサービス創出のための取り組みを推進します。また、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等の生活に困難を抱える方への伴走的な支援を行います。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
訪問介護事業の充実	高齢者および障がいのある人の居宅へ介護員が訪問し、家事援助や身体介護サービスを提供するほか、障がいのある人の社会参加の為に外出支援サービスを行い、住み慣れた自宅での暮らしの支援を行います。また、利用者の状態変化を支援関係機関へ連絡、相談し早期に対応します。	高齢者支援
軽度生活援助事業の充実	在宅の一人暮らし高齢者に対して、軽易な日常生活上の援助（買い物・掃除等）を行うことにより自立した生活の継続を可能にし、いきいきと安心して住み慣れた自宅で暮らせるよう支援を行います。	高齢者支援
就労継続支援事業の充実	障がいのある人の就労のために必要な知識や能力の向上を目指した作業や、訓練の指導を行い、支援関係機関等との連携及び利用者一人ひとりの特性を活かした支援を行います。	障がい者支援
子育て支援事業の充実	家庭や地域での生活を含め、子どもの生活全体が豊かになるよう、教育・保育を必要とする子どもを預かります。子どもの最善の利益を考慮して、就学前の人間形成の大切な時期に、自ら考え実行できる、自己決定力の育成をめざし支援を行います。	子育て支援
生活支援等サービス団体の活動支援	福祉サービスを必要とする人の在宅生活を豊かにすることを目的に、住民相互の支えあいによる活動団体の活動推進を支援します。	本部
福祉用具の貸与	介護保険対象外の高齢者、身体障がい者及び一時的に福祉用具が必要な方に車いすの貸出を行います。	本部

(3) 支援関係機関との連携強化

住民の抱える生活上の課題に対し、行政や専門機関と連携し、適切な支援ができる体制を構築します。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
生活困窮者の自立支援	生活に困窮している人を早期に発見し、支援関係機関と連携して、自立した生活につながるよう支援します。	本部
日常生活自立支援事業の利用支援	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、専門員や生活支援員と連携を取りながら、日常的な金銭管理などの福祉サービスの利用援助を行います。	本部
障がい児・者の地域生活支援体制の充実	障がいのある人が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援関係機関と連携を図ります。	障がい者支援

3 だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

(1) 災害時の支援体制の構築

災害時や緊急時には、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図り行政や関係機関と連携をし、災害ボランティアの育成を進めます。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
災害ボランティアセンターの体制整備	災害発生時に町内外からの支援ボランティアが、迅速かつ効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直し、体制の整備を図ります。	本部
災害支援ボランティアの養成	防災に関する意識の向上と、災害時に応急処置や復興活動に従事できる人材を育成するための研修等を開催します。	本部

(2) サービスを利用しやすい環境づくり

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、利用者にとって必要な福祉サービスを利用しやすい環境づくりに取り組みます。

また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

【関連事業】

事業名	内容	担当部署
生活福祉資金貸付の相談援助	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などに対し、経済的自立及び生活意欲や社会参加の促進を図り、安心して暮らせるよう支援関係機関と連携し必要な資金の貸付を行い、償還援助の相談を行います。	本部
日常生活自立支援事業の利用支援	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づき、専門員や生活支援員と連携を取りながら、日常的な金銭管理などの福祉サービスの利用援助を行います。	本部
福祉用具の貸与	介護保険対象外の高齢者、身体障がい者及び一時的に福祉用具が必要な方に車いすの貸出を行います。	本部
サービスの質の向上	福祉サービスを利用しやすい環境づくり、サービスの質の向上と、利用者が施設を選択する際に役立つ情報を提供することを目的として、サービス事業所の第三者評価を受審します。	高齢者支援 障がい者支援 子育て支援

4 数値目標

項 目	現状値	目標値 令和 10 年度 (2028)年度
福祉に関心のある人の増加	65.2%	80.0%
地域活動やボランティア活動に参加している人の増加	34.9%	40.0%
ボランティア活動団体数	15 団体	18 団体
ふれあいサロンの箇所数	29 箇所	49 箇所
生活支援体制整備実施地区	1 地区	6 地区
みまもりネットワーク活動団体数	6 団体	10 団体
福祉協力校	8 校	8 校
大野町社会福祉協議会を知らない人の減少	16.9%	10.0%
町の福祉に関する情報を入手できていない人の減少	71.2%	30.0%
災害ボランティアの人数	48 人	100 人

第2期大野町地域福祉活動計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

発行：社会福祉法人大野町社会福祉協議会

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

電話：0585-34-2130